

2002年3月

女性に対する暴力に関する 電話相談の実情

委託調査報告書

家庭問題情報センター

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

2002年3月発行

この報告書は、アジア女性基金が、社団法人家庭問題情報センターに委託した調査研究の報告です。

目次

第1章	女性に対する暴力に関する電話相談の実情	1
1	研究の目的	1
2	分析の方法	1
3	分析の対象期間及び相談件数	1
4	分析の結果と考察	1
5	年齢層別分析の結果と考察	4
	(1) 20歳代以下の分析	4
	(2) 30歳代の分析	8
	(3) 40歳代の分析	12
	(4) 50歳代の分析	16
	(5) 60歳代以上の分析	19
6	対応の内容	21
7	相談時間	22
第2章	暴力を振るう男性のかかえる問題状況と解決課題	23
一	分析方法	23
二	事例及び分析結果	23
1	執着型	23
	(1) 他者依存的で職業的、経済的に自立不全	23
	(2) 勝ち負け意識へのとらわれ	24
	(3) 支配を愛情と思い込む主観的、独善的傾向	25
2	排除型	25
	(1) 原家族からの未分離による妻への排斥	25
	(2) 離婚するための手段としての暴力	26
三	考察	27
1	分析結果のまとめ	27
2	男性に対するアプローチ	28
	(1) 男女平等教育の浸透	28
	(2) 男性に対するケア	29
	(3) DV法の強化	29
第3章	電話相談の効用と限界	31
1	電話相談の効用	31
2	限界及び問題点	32
資料 1	電話相談個人整理表	33
資料 2	分析の統計表	36
資料 3	事例数が少ない相談の分析結果	59

第一章 女性に対する暴力に関する電話相談の実情

1 研究の目的

女性に対する暴力に関する支援を充実させるために、当法人が行っている女性の名誉と尊厳を守る電話相談によって援助を求める女性の悩みの内容や生活状況を明らかにする。

2 分析の方法

相談担当者が作成した資料1の個人別整理票及び相談の内容メモを分析する方法を採った。

3 分析の対象期間及び相談件数

- (1) 平成12年3月から平成13年10月までの間に電話相談で受信した件数は823件である。男女別の内訳は、女性からの相談が816件、男性からの相談が7件であった。分析では、男性からの相談を除くことにする。
- (2) 女性からの相談816件のうち、初回の女性が686人(84.1%)、継続して電話をしてくる女性が130人(15.9%)であったので、初回のものに限った。この結果、分析対象事例は、686人となった。

4 分析の結果と考察

(1) 相談者の氏名について

相談者の氏名が判明しているのは90人(13.1%)、秘匿21人(3.1%)、不詳575人(83.8%)であり、氏名不詳が8割を超えている。これは、相談者が自発的に氏名を述べない限り、相談担当者から、積極的に尋ねることをしていないためである。相談者から見ると、氏名を述べないで自己の悩みを相談できるというメリットがある。

(2) 相談者の年齢について (表1参照)

相談者は、30歳代が最も多く、全体の30%を占めており、次いで、50歳代18.2%、40歳代16.2%、20歳代以下が13.7%の順である。60歳以上も8.7%ある。

(3) 相談者の居住地 (表2参照)

相談者の居住地を総数で見ると、東京都内が36.2%、他府県が54.0%であり、東京都内に居住する女性より他府県に居住する女性の方が多い。

他府県では、神奈川県、埼玉県、千葉県居住者が多いが、熊本から北海道までの範囲で居住者が広がっており、全国どこからでもアクセスできることが電話相談の大きな利点である。アメリカ合衆国居住者からの電話もあった。

このように相談者が全国に広がっているのは、(財)女性のためのアジア平和国民基金のポスター、当法人のホームページ、諸雑誌による広報の効果と言えよう。

年齢層別に見ると、30歳代で他府県居住者の比率が高い。30代の主婦が遠隔地から積極的にアクセスしてくる傾向があり、この年齢層にとって、電話相談が有用なものとして活用されてい

る。

(4) 相談者の職業構成（表3参照）

主婦が62.8%を占めて最も多く、次いで定職者が10.2%、パート9.9%、自営業7.4%の順である。相談者に、30歳代の主婦が多いと言える。この年齢層は、小学生以下の子育て中の女性が多いので、電話相談が自宅でできるというアクセスの容易さを反映していると考えられる。

(5) 相談の端緒（表4参照）

当法人の電話相談を知った経緯については、新聞、雑誌で知った女性が31.2%で最も多く、次いで、FPICの事業（大部分はホームページ）で知った女性18.3%、FPIC以外の公共機関で知った女性18.3%、その他（知人から教えてもらったなどが多い）8.9%の順である。FPIC以外の公共機関で知った女性が多いが、これは、既に公共機関で相談を受けた経験のある女性がかかり含まれている。

年齢層別に見ると、20歳代以下の層では、FPICの事業で知った女性が31.2%、新聞・雑誌で知った女性25.8%である。20歳代以下の層では、ホームページを見てアクセスしてきた女性が多いことを示しており、ホームページが大きな広報媒体になりつつある。

(6) 相談者の婚姻関係（表5参照）

相談者の婚姻関係を、未婚、婚姻、離婚、死別、再婚に分類して見ると、婚姻中の女性が83.4%を占めており、極めて高い。次いで、未婚の女性5.7%、離婚した女性4.7%、夫が死別している女性2.3%の順である。

(7) 相談者の主たる立場（表6参照）

女性の尊厳侵害は、主として対人関係の中で生じるものであり、そこには関係性がある。例えば、娘としての立場であれば、侵害の原因となる相手方は、父又は母である。

このような関係性に着目して、相談者の立場を「娘として」、「恋人として」、「妻として」、「嫁として」、「母として」、「姑として」、「職業人として」などに分類した。

総数で見ると、妻としての立場からの相談が64.6%で最も多く、全相談の約3分の2を占める。次いで、母としての立場からの相談が16.1%、娘としての立場からの相談が4.0%となっている。

年齢層別に見ると、妻としての立場からの相談は、30歳代及び40歳代では70%を超えているが、50歳代、60歳代以上では、約50%台に比率が低下している。一方、50歳代以上では、母としての立場からの相談が30%以上と増加している。

女性の尊厳侵害を守る立場からの電話相談であるという電話相談の性質や夫婦間の問題を専門領域とする当法人の性格を反映したものである。

(8) 妻としての立場からの相談の概要について

妻としての立場からの相談が約3分の2を占めているので、婚姻中の女性の相談を概観する。

ア 尊厳侵害の悩みの態様について（表7参照）

尊厳侵害の悩みを「身体的侵害」、「性的侵害」、「心理的侵害」、「経済的侵害」の4類型に分けて調査した。

(7) 心理的侵害の悩みが全体の61.6%と最も多く、次いで、身体的侵害の悩みが33.5%、性的侵害の悩みが31.2%、経済的侵害が21.8%の順である。経済的侵害の悩みが最も低いことは、注目する必要がある。

(イ) 身体的侵害では、30歳代で38.8%と最も高い。次いで、20歳代以下の35%台である。30歳代は、子どもの年齢が小学生以下の女性が多いことを考えると、婚姻期間が比較的短い時期で、女性が子の身の回りの世話などに追われがちな時期に、身体的侵害が生起する傾向が窺える。

一方、60歳代でも身体的侵害の悩みが32.3%あり、最も低いのは、40歳代の25.3%である。

(ウ) 性的侵害では、50歳代が41.8%と最も高い。次いで40歳代の35.4%、60歳代以上の29.0%、20歳代以下の26.8%、30歳代の26.3%の順である。

50歳代は、子どもの年齢が社会人・大学生が多いことを考えると、婚姻期間が相当長期になり、子育ても一段落する時期に、夫による性的侵害が生起する傾向が窺える。

(エ) 心理的侵害は、20歳代以下が66.1%が最も高い。次いで、30歳代の64.5%、50歳代の64.2%の順である。最も低いのは、60歳以上の45.2%である。

心理的侵害の悩みは、概ね、婚姻期間の長さに反比例しており、婚姻期間が短く、夫婦の相補性と相互性の形成過程にある夫婦間で多くなっている。

(オ) 経済的侵害では、50歳代が29.9%で最も高く、次いで、20歳代の26.8%、40歳代の24.1%であり、最も低いのは、30歳代の15.1%である。

50歳代は、子どもが自立する一方、向老期を迎えるに当たって自己の人生を顧みる時期でもあり、この時期に、経済的侵害の悩みの相談が多い。

イ 離婚の悩みについて（表8参照）

夫婦間の悩みについて、離婚の悩みという視点から、①離婚を迫られる、②離婚に応じてくれない、③離婚を迷う・離婚はしたくない（以下「離婚を迷う」という）、④「その他」に分類した。

(7) 離婚の悩みを率直に訴えている女性は、総数のうち53.3%である。

(イ) 年齢層別に見ると、離婚の悩みは、40歳代が59.5%で最も高く、次いで30歳代の57.0%、50歳代の50.0%、20歳代以下の49.1%であり、60歳代以上の35.5%が最も低い。

(ウ) 悩みの内容を見ると、20歳代以下、30歳代では、夫から離婚を迫られると悩む女性が多く、40歳代、50歳代では、離婚を迷うと悩む女性が多くなっている。

ウ 夫婦の生活形態について（表9参照）

(7) 婚姻中の相談者について、夫との同居、別居でみると、同居している女性が総数に占める割合は、71.0%と非常に高い。このことは、夫からの侵害の悩みを感じたとき、まだ同居している段階で電話相談にアクセスしてくる女性が多いことを示している。

(イ) 年齢層別に見ると、同居率が一番高いのは、40歳代の78.5%であり、次いで50歳代の74.2%、30歳代71.5%である。40歳代が離婚の悩み同様に比率が高いことを考えると、子どものこ

と（中・高校生が多い）、自己の生き方、経済的問題などが輻輳して、行動できずに迷っている世代像が浮かび上がる。

一方、同居率が最も低いのは、20歳代以下の57.1%である。若い世代ほど別居した状態でアクセスしてきている。これは、侵害を感じた段階で、若い世代では、親からの支援を得やすいこと、子どもが幼児であることなどから行動的であると見られる。

5 年齢層別分析の結果と考察

年齢層別に、どのような悩みで電話相談を求めてきているかを明らかにする。

(1) 20歳代以下の分析

ア 妻としての立場からの相談

妻としての立場からの相談は56例であり、侵害の原因は、夫との関係である。

(7) 身体的侵害

56例のうち、身体的侵害を受けている女性は、20例であり、これを分析の対象とする。

a 身体的侵害の行為態様（表10-1参照）

- ① 身体的侵害の行為態様を、「身体への暴行」、「破壊的行動」、「凶器の使用」、「子どもへの暴力」に類型化した（以下同じ）。

相談者20例のうちで、身体への暴行が16例80%に達している。身体への暴行のうち、7例は、他の行為侵害も複合的に受けている（破壊行動4例、凶器の使用1例、子どもへの暴力2例あり）。この複合度は43.8%である。

- ② 破壊的行動は7例である。うち、破壊的行動のみは3例であり、破壊的行動に加えて身体への暴行もあるものが4例ある。

- ③ 子どもへの暴力は、そのみを内容とする例はなく、妻の身体への暴行と複合する行動として生起しているもの2例である。妻に対する暴行の拡大化と見られる。

b 身体的侵害と他の侵害との複合関係（表10-2参照）

- ① 身体的侵害と性的侵害、心理的侵害、経済的侵害との複合関係を見ると、身体的侵害のみである例は6例（30%）であり、他の侵害と複合がある例が70.0%である。このことは、身体的侵害を受けている女性では、他の侵害も複合的に受けている女性が7割を占めていると言い換えることができる。

- ② 身体的侵害と複合している他の侵害では、心理的侵害が5割ともっとも多く、次いで、性的侵害20.0%、経済的侵害20.0%である。

- ③ 心理的侵害の内容は、不当な非難を受けている女性が70.0%と高い。性的侵害では異性関係、経済的侵害では生活費の不払いの侵害が多い。

c 離婚の悩み（表10-3参照）

- ① 離婚の悩みについて見ると、離婚の悩みを感じている女性が45.0%あり、この年齢層の平均49.1%より低い。

- ② 離婚の悩みに直面している相談者9人のうち、離婚を迫られると感じている女性2

例、離婚に応じてくれないと感じている女性4例、離婚を迷う女性2例である。

③ 相談者の生活状況を見ると、同居14例、別居6例であり、同居率は70.0%であり、同年層の平均57.1%よりかなり高い。身体への暴力がありながらも同居を続けている女性が高いこと、離婚の悩み至る直前での相談が多いことを示している。

④ 子どものある相談者が75%であり、かつ、子どもの末子の年齢を見ると、3歳以下の子をもつ女性が86.7%である（表10-4参照）。

(イ) 性的侵害

妻としての立場での相談56例のうち、性的侵害を受けている相談者は、15例であり、これを分析の対象とする。

a 性的侵害の行為態様（表11-1参照）

性的侵害の行為態様を、「異性関係」、「セックスの強要・相談者の拒否（以下「セックスの強要」という）」、「セックスの拒否・セックスレス（以下「セックスの拒否」という）」、「その他」に分けて分析した。

夫の異性関係の悩みが15例中13例で、86.7%に達している。次いで、セックスの強要が2例である。

また、性的侵害の行為態様間で複合している例はない。

b 性的侵害と他の侵害との複合関係（表11-2参照）

性的侵害15例のうち、複合する他の侵害がない例は7例で全体の46.7%であり、半数以上が、他の侵害も複合して受けていると言える。

複合する他の侵害の例を見ると、身体的侵害4例（身体への暴行4例）、心理的侵害3例（不当な非難2例、拒否1例）、経済的侵害4例（浪費・借金2例、生活費不払い2例）である。

c 離婚の悩み（表11-3参照）

離婚の悩みを感じている女性は、8例（53.3%）ある。離婚の悩みの中では、離婚を迫られると悩む女性が4例であり、最も多い。離婚に応じてくれない悩みをもつ女性は2例である。

相談者の生活形態を見ると、同居9例、別居6例であり、同居率は60.0%と平均59.1%に近似している。

子どものある夫婦が80%であり、かつ、末子である子どもの年齢は3歳以下が66.6%である（表11-4参照）。

(ウ) 心理的侵害

妻としての立場での相談56例のうち、心理的侵害を受けている相談者は31例であり、これを分析の対象とする。

a 心理的侵害の行為態様（表12-1参照）

① 心理的侵害の行為態様を、「不当な非難（脅す、怒鳴る、馬鹿にする）」、「拒否（自己中心、相談できない、口をきかない）」、「育児・教育への非協力、無関心（以

下「育児への非協力」という)」、「親族による不当な言動」、「結婚観の相違(男女観、役割意識、親族意識)」に分類した。

② 31例のうち、心理的侵害内の他の行為態様と複合しているものが11例ある(35.5%)。

③ 夫による不当な非難を訴えている女性が14例であり、全体の45.2%と最も多い。このうち、5例が拒否など他の行為態様と複合しているが、不当な非難のみも64.3%ある。

④ 次いで多いのは、育児への非協力8例(25.8%)であるが、うち、6例(75%)が拒否など他の行為態様と複合しており、この類型は、心理的侵害内での複合度が高い。

⑤ 親族による不当な言動も8例(25.8%)であり、他の年齢層に比べて多い。このうち、6例が不当な非難など他の行為態様と複合しており、この類型も心理的侵害内での複合度が高い。

⑥ 拒否は、6例であり、このうち、5例は、育児への非協力など他の行為態様と複合している。この類型も心理的侵害内での複合度が高い。

b. 心理的侵害と他の侵害との複合関係(表12-2参照)

① 心理的侵害と他の侵害と複合しているものは18例であり、全体の58.1%である。

② 不当な非難を受けている女性14例のうち、他の侵害と複合しているものは、11例あり、78.6%と複合度が高い。この類型は、心理的侵害内での複合度が他の類型に比して低かったことと対照的である。

複合する他の侵害は、身体的侵害7例と多く、次いで経済的侵害4例である。

③ 拒否を受けている女性5例のうち3例が他の侵害(性的侵害1例、経済的侵害2例)と複合している。

④ 夫の育児への非協力では、他の侵害と複合している例はなく、親族による不当な言動では、経済的侵害と1例が複合しているのみである。

この二つの類型は、心理的侵害内での複合度は高いが、一方、他の侵害も受けている度合いは低いと言える。

c. 離婚の悩み(表12-3参照)

① 離婚の悩みを訴えている女性は15例(全体の48.4%)であり、同年齢層の平均に近似している。離婚の悩みの内容は、離婚を迫られると感じている女性4例、離婚に応じてくれないと感じている女性4例、離婚を迷う女性4例、その他3例である。

② 相談者の生活形態を見ると、同居15例、別居16例であり、同居率は48.4%と平均57.1%より低い。別居後の相談が、他の類型に比べて高いのが特徴である。

③ 子どものある夫婦が74.2%であり、かつ、末子の年齢も3歳以下が91.3%である(表12-4参照)。

(I) 経済的侵害

妻としての立場での相談56例のうち、経済的侵害を受けている相談者は14例であり、これを分析の対象とする。

a 経済的侵害の行為態様（表13-1参照）

- ① 経済的侵害の行為態様を、「浪費、借金、パチンコ・競馬等のギャンブル（以下「浪費・借金」という）」、「生活費、婚姻費用、養育費の不払い」（以下「生活費の不払い」という）、「不当な金品の要求」、「その他」に分類した。
- ② 生活費不払いが9例であり、全体の64.3%を占めている。次に、浪費・借金が4例、その他が1例である。

経済的侵害の行為態様間で複合関係にあるものではなく、経済的侵害内での複合度は低いと見られる。

b 経済的侵害と他の侵害との複合関係（表13-2）

- ① 経済的侵害に加えて他の侵害も受けている女性は13例（92.9%）であり、経済的侵害のみの訴えは1例のみである。他の侵害と複合度が非常に高い。経済的侵害を受けている女性は、複数の侵害を受けているものが極めて多いと言える。
- ② 生活費の不払いについて、他の侵害との複合関係を見ると、身体的侵害3例（身体への暴行2例、破壊的行動1例）、性的侵害2例（異性関係2例）、心理的侵害5例（不当な非難3例、拒否1例、その他1例）であり、心理的侵害との複合度が比較的高い。

c 離婚の悩み（表13-3参照）

- ① 離婚の悩みを訴えている女性は、6例（全体の42.9%）であり、同年齢層の平均49.1%より低い。
- ② 離婚の悩みの内容は、離婚を迫られると感じている女性2例、離婚に応じてくれないと感じている女性2例、その他2例である。
- ③ 相談者の生活形態を見ると、同居6例、別居8例であり、同居率は42.9%である。この年齢層の平均57.1%よりかなり低く、相談段階で、既に別居している女性が多い類型である。

この類型には、生計のために実家に身を寄せざるを得ないという事情のある事例がかなり含まれている。

- ④ 子どものある夫婦が85.7%であり、かつ、末子の年齢も3歳以下が71.4%である（表13-4参照）。

イ 娘としての立場からの相談

(7) 該当例は、9例である。

(i) 侵害の原因は、実父母3、実父4、実母2例であり、父母間に差異があると言い難い。

(ii) 相談の内容は、①自己と父母との関係に関すること8例、②父母の離婚問題1例である。

(I) 相談者は、全員未婚である。

(i) 父母の離婚相談例を除く8例について

侵害の内容を見ると、暴力2例（過去の虐待）、心理的侵害5例（不当な非難4例、親族の干渉1例）生活費不払い1例である。

具体的に見ると、働けないのに援助してくれない、結婚に反対する、過去に暴力や不当な仕打ちを受けたなどである。

ウ 恋人として立場からの相談

(7) 8例であり、侵害の原因は恋人8例である。

(イ) 相談の内容は、関係改善に関するもの6例、関係の解消に関するもの1例、自己の生き方1例（恋人から結婚を急がされる）である。

(ロ) 恋人からの侵害ありは5例であり、外の3例は侵害よりも自己の恋人への関わり方などの悩みである。

5例の侵害の内容は、身体的侵害1例、異性関係2例、拒否2例である。

エ 嫁としての立場からの相談

(7) 5例であり、侵害の原因は、舅・姑が2例、姑2例、舅1例である。

(イ) 侵害の態様は、親族による不当な言動5例である。

(ロ) 職業は、主婦4例、自営1例であり、同居4、別居1である。

(2) 30歳代の分析

ア 妻としての立場からの相談

妻としての立場からの相談は、152例である。侵害の原因は、夫である。

(7) 身体的侵害

妻としての立場での相談152例のうち、身体的侵害を訴えている相談者は、59例である。

a 身体的侵害の行為態様（表14-1参照）

① 妻の身体への暴行が47例であり、79.7%に当たり、全体の4分の3以上を占めている。このうち、身体への暴行のみで、破壊的行動など他の行為を伴わないものが54.2%であり、過半数である。

破壊的行動は、22例で、全体の37.3%である。この半数は、妻の身体への暴行を伴っている。

子どもへの暴力は13例であり、全体の22.0%に達しており、子の成長においてトラウマとなる危惧がある。

② 子どもへの暴力では、13例のうち12例が妻への身体への暴行又は家庭内の破壊的行動と複合的に生起している。夫による家庭内暴力の拡大化とも言える事態である。

また、子どもへの暴力は、妻の身体への暴行より、破壊的行動との複合度が高い。このことは、暴力がより弱い者に向けられる傾向を示している。

b 身体的侵害と他の侵害との複合関係（表14-2参照）

① 身体的侵害を受けた女性のうち、45例、76.3%が他の侵害も受けており、身体的侵害に併せて、他の侵害も受けている女性が多い。

② 身体的侵害とともに、心理的侵害を訴えた女性は、40例、88.9%あり、複合度が極めて高い。このうち、夫が不当な非難をすると訴えている女性が30例(75.0%)あり、最も多い類型の一つである。

- ③ 心理的侵害以外では、性的侵害8例(17.7%)、経済的侵害7例(15.5%)あるが、心理的侵害ほどに複合度は高くない。ただし、身体的侵害に加えて性的侵害もある8例のうち、7例は、さらに、心理的侵害又は経済的侵害を伴っている。

複合する性的侵害では異性関係、経済的侵害では生活費の不払いが、それぞれ半数を超えている。

c 離婚の悩み(表14-3参照)

- ① 身体的侵害を受けている女性のうち、離婚の悩みを感じている女性は26例、44.1%であり、同年齢層の平均57.0%に比べるとかなり低い。関係改善の気持ちをもつ女性が多いことを示すものと考えられる。

- ② 離婚の悩みを感じている女性のうちでは、離婚を迷う女性が14例53.8%であり、最も多い。

離婚に応じてくれないと悩む女性が6例、離婚を迫られると悩む女性が3例である。

- ③ 相談者の生活形態を見ると、同居42、別居17例であり、同居率は71.2%と平均71.5%に近似している。

- ④ 子どものある夫婦が91.5%と高率であり、末子の子の年齢は、小学校以上が一番多いが、1歳未満もかなりあり、広がりがある(表14-4参照)。子どものことが、関係改善を考えさせる理由の一つになっている。

- ⑤ 家族の病気の中で、夫の飲酒癖・アルコール依存が5例あり、多い方である。

(イ) 性的侵害

妻としての立場での相談152例のうち、性的侵害を訴えている相談者は、40例である。

a 性的侵害の行為態様(表15-1参照)

- ① 性的侵害のうち、夫の異性関係が27例(67.5%)であり、全体の3分の2を占めている。夫のセックスの強要は7例、夫のセックスの拒否は5例である。

- ② 性的侵害の行為態様で複合関係にあるのは2例のみで、少ない。

b 性的侵害と他の侵害との複合関係

- ① 性的侵害のみを訴える女性は13例であるが、性的侵害に加えて他の侵害も受けている女性は27例67.5%であり、複数の侵害を受けている者が3分の2を占めている。

- ② 性的侵害と複合している侵害を見ると、心理的侵害が20例74.1%と最も高い。次いで身体的侵害8例29.6%、経済的侵害6例である。

複合する心理的侵害では、不当な非難9例で最も多い。

身体的侵害はすべて身体への暴行であり、性的侵害に加えて身体への暴行を受けており深刻である。経済的侵害では、浪費・借金3例、生活費不払い3例と分かれる。

c 離婚の悩み(表15-3)

- ① 離婚の悩みを感じている女性は26例65%であり、同年齢層の平均57.0%より高い。

悩みの内容は、夫から離婚を迫られると悩む女性が19例であり、離婚の悩みをもつ女性の73.1%を占めており、深刻である。

② 相談者の生活形態を見ると、同居29例、別居11例であり、同居率72.5%と平均71.5%に近似している。

③ 子どものある夫婦が92.5%と高率であり、末子の子の年齢は、4歳以上が23例(62.2%)と多いが、3歳以下も14例(37.8%)ある(表15-3参照)。

(ウ) 心理的侵害

妻としての立場での相談152例のうち、心理的侵害を訴えている相談者は、98例である。

a 心理的侵害の行為態様(表16-1)

① 夫から不当な非難を受けると訴える女性は53例であり、全体の54.1%である。次いで、夫から拒否されると訴える女性が33例(33.7%)、夫が育児に非協力であると訴える女性が18例(18.4%)、夫の親族による不当な言動を訴える女性が8例、夫との結婚観の相違を訴える女性が9例の順である。

② 心理的侵害で、複数の行為態様を受けている者30例(30.6%)であり、それほど高くはない。

複合度が高いものを見ると、育児への非協力では、14例(77.8%)が他の行為態様と複合している。うち、10例は、不当な非難との複合である(71.4%)。

夫からの拒否を受けている女性のうち、13例が不当な非難もを受けている(39.4%)。

b 心理的侵害と他の侵害との複合関係(表16-2参照)

① 心理的侵害のうち、66例(67.3%)が他の侵害と複合しており、他の侵害との複合度が高い類型である。

心理的侵害と複合する他の侵害の中では、身体的侵害が40例(60.6%)あり、最も多い。次いで、性的侵害が20例(30.3%)、経済的侵害が14例(21.2%)である。

② 心理的侵害と複合する身体的侵害の行為態様を見ると、身体への暴行が30例(75.0%)と最も多い。次いで、破壊的行動が9例である。複合する性的侵害のうちでは、異性関係が13例(65.0%)と最も多く、複合する経済的侵害では、生活費の不払いが10例と最も多い。

c 離婚の悩み(表16-3参照)

① 離婚の悩みを感じている女性は、53.1%あり、同年齢層の平均57.0%より若干低い。悩みの内容では、離婚を迫られると悩む女性が21例(40.4%)で最も多い。次いで、離婚を迷う女性が19例(36.5%)である。

② 複合する侵害の類型で見ると、心理的侵害に加えて性的侵害もを受けている女性では、75.0%の女性が離婚で悩まされている。最も低いのは、心理的侵害に加えて経済的侵害を伴う女性で、35.7%の女性が離婚で悩んでいる。後者の方が、関係修復への期待が大きいと見られる。

③ 生活形態を見ると、同居69例、別居29例であり、同居率は70.4%と平均71.5%に近似している。

④ 子どものある夫婦が85.7%と高率であり、末子の子の年齢は、3歳以下が50%、4

歳以上が50%と広い層になっている（表16-4参照）。

(I) 経済的侵害23例

妻としての立場での相談152例のうち、経済的侵害を訴えている相談者は、23例である。

a 経済的侵害内の行為態様（表17-1参照）

- ① 経済的侵害のうち、生活費の不払いが18例で、全体の78.3%を占めている。浪費・借金は7例であり、全体の30.4%である。外に、不当な金品の要求2例、その他1例がある。
- ② 経済的侵害内での複合関係を見ると、浪費・借金と生活費不払いとの複合が4例で浪費・借金の57.1%を占める。

b 経済的侵害と他の侵害との複合関係（表17-2）

- ① 経済的侵害では、他の侵害と複合するものが22例あり、全体の95.7%と極めて高い。経済的侵害を受けている場合には、他の侵害も受けている女性が大部分であると言える。
- ② 複合する侵害で最も多いのは、心理的侵害の13例であり(59.1%)あり、経済的侵害で悩む女性の半数以上が、心理的侵害も受けている。特に、生活費の不払いの場合にこの傾向が強くなる。心理的侵害で多いのは、不当な非難（9例）を受けている。
- ③ 複合する身体的侵害は7例であり、全体の31.8%である。7例とも身体への暴行である。
- ④ 複合する性的侵害も6例あり、うち5例が異性関係である。

c 離婚の悩み（表17-3参照）

- ① 離婚の悩みを感じている女性は、8例（34.8%）であり、この年齢層の平均57.0%よりかなり低い。関係改善を考えている女性がかかなりいると考えられる。
離婚の悩みを感じている女性の中では、離婚に応じてくれないと悩む女性が4例、離婚を迷う女性が3例である。
- ② 生活形態を見ると、同居17例、別居6例であり、同居率は73.9%であり、この年齢層の平均に近似している。
- ③ 子どものある夫婦が86.9%である。末子の年齢は、3歳以下10例、4歳以上10例であるが、3歳以下のうち7例では1歳以下の子がある。幼児を抱えていることも、関係改善を考える理由の一つと考えられる（表17-4参照）。

イ 娘としての立場からの相談

- (ア) 娘としての立場での相談は、10例であり、原因となる相手方は、実父母5、実父2、実母3である。
- (イ) 相談の内容は、父母との関係の持ち方に関する悩みが9例である。例えば、干渉する、監視する、過去に虐待を受けたなど多様である。
- (ウ) 結婚している女性が7例、離婚1例、未婚1例であり、既婚女性の割合が高くなっている。

ウ 嫁としての立場からの相談

(7) 嫁としての立場からの相談は、9例である。原因となる相手方は、主として姑6例、舅3例であり、うち、5例では、夫も原因があると言う。特に、姑が一次的原因になっている場合に、二次的原因として夫があげられる傾向がある。姑、舅のうち、姑への不満と夫への不満とが関連しやすいと言える。

(イ) 侵害の態様は、9例とも心理的な侵害（親族による不当な言動）である。

(ロ) 相談者の職業を見ると、パート2、主婦7であり、自営業や定職者はない。姑、舅と過ごす時間が多い生活形態である。

(ハ) 離婚の悩みをもつ女性は、1例（離婚に応じてくれない）のみであり、関係改善を考えている段階での相談が多い。

オ 母としての立場からの相談

(7) 母親としての立場からの相談は、13例あり、原因となる相手方は、未成年の子12例、近隣が1例である。

悩みの内容は、育児、子の養育の悩み8例で多く、次いで、離婚後の子の親権者の変更や面会交流に関することが4例である。

(イ) 子どものうち、末子の年齢は、1歳以下4例、2、3歳4例、未就学2例、小学校3例であり、3歳以下が多い。

(ロ) 相談者の職業は、主婦11例、自営業1例、不明1例であり、主婦の割合が高い。

(ハ) 婚姻関係は、離婚2例、同居9例、再婚2例である。

カ 離婚者として立場からの相談

(7) 離婚者としての立場からの相談は、9例である。

(イ) 相談の内容は、元配偶者との間での養育費の不払い、面会交流の仕方、親権者変更などである。

ク 「その他」の立場からの相談

(7) 「その他」の立場からの相談は12例ある。侵害の原因を見ると、親以外の親族7、自己の疾病2、対人関係2、その他1である。

(イ) 親以外の親族との関係の悩みは、姉、妹、兄など兄弟の行動に関する悩みごとである。

(ロ) 相談者の婚姻関係は、結婚している者7例、未婚の者4例、離婚している者1例である。

(3) 40歳代の分析

ア 妻として立場からの相談

妻としての立場からの相談は、79例である。

(7) 身体的侵害

妻としての立場での相談79例のうち、身体的侵害を訴えている相談者は、20例(25.3%)である。

a 身体的侵害の行為態様（表18-1参照）

① 身体への暴行が18例で、身体的侵害の90%を占めている。このうち、身体への暴行の

みで破壊的行動など他の行動を伴わないものが、75%を占めており、30歳代より高くなっている。

- ② 破壊的行動は、4例であり、30歳代に比べると少なくなっている。破壊的行動のうち、3例は、身体への暴行もある。

b 身体的侵害と他の侵害との複合関係（表18-2）

- ① 身体的侵害のうち、90%が他の侵害と複合しており、複合度が極めて高い。身体的侵害のみを受けている女性は少なく、他の侵害も複合的に受けている女性が大部分である。
- ② 身体的侵害に加えて、心理的侵害も受けている女性が12例（66.7%）と最も高く、内容は、すべて、不当な非難を受けるである。

次いで、複合侵害として性的侵害を受けている女性が8例（44.4%）、経済的侵害を受けている女性が5例である。性的侵害のうちでは異性関係が多く、経済的侵害では生活費の不払いが多い。

c 離婚の悩み（表18-3参照）

- ① 離婚の悩みを感じている女性は、13例であり、相談者の65%である。同年齢層の平均59.7%より高く、また、30歳代の女性よりも高率である。悩みの内容で見ると、離婚を迷う女性が6例（46.2%）で、最も多いが、離婚に応じてくれないと悩む女性も5例（38.5%）ある。

この類型では、離婚したいが夫が離婚に応じてくれないと悩んでいる女性の比率が高いと言える。

- ② 生活形態を見ると、同居18、別居2例であり、同居率は90%と30歳代よりも高い。同年齢層の78.5%よりかなり高く、同居生活を続けながら、離婚の悩みをもって相談してくる女性が多いと言える。
- ③ 子どものある夫婦が90.0%と高率であり、末子の子の年齢は、中学・高校生が全体の55.6%と最も多い。中高生は、思春期のため親としての役割の執り方がむずかしい年齢であるうえ、教育費も多くなる時期である（表18-4参照）。
- ④ 家族の病気や心身の障害が4例、自己の病気や心身の障害が5例あり、このことも悩みに影響を与えている。

(7) 性的侵害

妻としての立場での相談79例のうち、性的侵害を訴えている相談者は、28例（35.4%）である。

a 性的侵害の行為態様（表19-1参照）

- ① 異性関係が19例（全体の67.9%）で他の行為態様より際立って多い。次に多いのは、セックスの拒否が9例（32.1%）である。他の年齢層に比べて、夫のセックスの強要より、夫のセックスの拒否・セックスレスの悩みが多くなっている。
- ② 性的侵害の行為態様間の複合は、30歳代同様、他の侵害に比べて少ない。

b 性的侵害と他の侵害との複合関係（表19-2参照）

- ① 性的侵害の64.3%が他の侵害と複合している。心理的侵害と複合するもの9例、身体的侵害と複合するもの8例、経済的侵害を伴うもの7例であり、性的侵害と複合する侵害は多様である。
- ② 性的侵害と複合する身体的侵害では、身体への暴行が7例と大部分を占め、心理的侵害では、不当な非難が多い。経済的侵害では、浪費・浪費と生活費の不払いとに分かれる。

c 離婚の悩み（表19-3参照）

- ① 離婚の悩みを感じている女性は、17例で全体の60.7%あり、同年齢層の平均59.7%に比べると、特段に高いとは言えない。
- ② 悩みの内容は、離婚を迷っている女性が8例（47.1%）で最も多いが、離婚を迫られると悩む女性も5例、離婚に応じてくれないと悩む女性も4例ある。30歳代に比べると悩みは多様化している。
- ③ 生活形態を見ると、同居24例、別居4例であり、同居率85.7%と同年齢層の平均78.5%より高い。同居中に相談の電話をかけてくる女性が多いと言える。
- ④ 子どものある夫婦が71.4%と30歳代よりやや減少している。末子の子の年齢は、小学校高学年及び中学・高校生で14例であり、子のある女性の70%を占めている（表19-4参照）。
- ⑤ 本人の病気・障害が4例、家族の病気・障害が1例である。

(ウ) 心理的侵害45例

妻としての立場での相談79例のうち、心理的侵害を訴えている相談者は、45例(57.0%)であり、過半数を超えている。

a 心理的侵害の行為態様（表20-1参照）

- ① 夫からの不当な非難を受けると訴える女性は、23例で全体の57.8%を占めている。次いで拒否されると訴える女性が42例（42.2%）、親族による不当な言動を受けると訴える女性が6例(13.3%)の順である。
- ② 行為態様間で複合関係にないものが77.8%である。単一の行為態様によるものが、20代から加齢に応じて増加している。

ただし、親族による不当な言動は、6例のうち5例が複合関係にあり、複合しているのは、不当な非難、拒否である。

b 心理的侵害と他の侵害との複合関係（表20-2参照）

- ① 心理的侵害のうち、他の侵害も複合して受けているものは25例、全体の55.6%であり、複数の侵害を受けている女性の比率は、30歳代より低下している。その分、心理的侵害のみを訴える女性が、30歳代より増加している。
- ② 複合している侵害では、身体的侵害が10例で最も多い。うち、8例が身体への暴行である。

c 離婚の悩み（表20-3参照）

- ① 離婚の悩みを感じている女性は、27例、全体の60%あり、同年齢層の平均に近似している。
- ② 悩みの内容を見ると、離婚を迷う女性が63.0%で、際立って多い。特に、心理的侵害のみの場合には、この傾向が強くなっている。
一方、心理的侵害に加えて他の侵害も受けている女性の場合には、夫が離婚に応じてくれないと悩む女性の比率も増加している。
- ③ 相談者の生活形態を見ると、同居36例、別居9例であり、同居率は80.0%であり、同年齢層の平均に近似している。
- ④ 子どものある夫婦が80.0%と高率であり、末子の子の年齢は、中学・高校生が一番多い層になっている（表20-4参照）。

(I) 経済的侵害

妻としての立場での相談79例のうち、経済的侵害を訴えている相談者は、19%例(24.1%)であり、他の侵害に比べて少ない。

a 経済的侵害の行為態様（表21-1参照）

- ① 夫による生活費の不払いが12例で、全体の63.2%に当たり、最も多い。次いで、夫の浪費・借金8例、42.1%である。
- ② 夫の浪費・借金8例のうち生活費不払いは2例のみであり、複合度はそれほど高くない。

b 経済的侵害と他の侵害との複合関係（表21-2参照）

- ① 経済的侵害のうち、他の侵害と複合しているものは、84.2%と高い。経済的侵害のみで悩んで、電話をかけてくる女性は少ないと言える。
- ② 複合している侵害では、心理的侵害が10例で最も多い。次いで、性的侵害6例、身体的侵害5例である。

行為態様で見ると、夫の生活費不払い10例のうち、身体への暴行も受けている女性が4例あり、悩みは深刻である。

c 離婚の悩み（表21-3参照）

- ① 離婚の悩みを感じている女性は、47.4%であり、他の類型に較べて低い。
- ② 生活形態で見ると、同居12例、別居7例であり、同居率は63.2%と、この年齢層では一番低い。既に別居していて、生活費の送金がないにもかかわらず、子どもへの配慮などから離婚を望んでいないか又は迷っている女性が他の類型より多いことを示している。
- ③ 子どものある夫婦が84.2%である。中・高校生が62.5%を占めている。

イ 母としての立場から相談

- (7) 母としての立場からの相談は16例である。悩みの原因は、未成年の子に関するもの11例、成人した子に関するもの5例である。

(イ) 未成年の子に関する相談内容を見ると、①子の家庭内での暴力、暴言 4 例、②子の犯罪被害（暴行） 2 例、③子の男女交際 2 例、④子の非行 1 例、⑤子の不登校 1 例、⑥子の戸籍 1 例と多様である。

子の年齢を見ると、中学生以上が10例、小学生高学年 1 例であり、子が思春期にあるものが大部分である。

(ウ) 成人した子に関する相談内容では、①息子の家庭内暴力 1 例、②息子のひきこもり 1 例、③娘の家出 2 例、④娘の離婚後の出産問題 1 例である。

(4) 50歳代の分析

50歳代の女性からの相談は、125例である。

ア 妻としての立場からの相談

妻としての立場からの相談は、67例であり、侵害の原因は、夫との関係である。

(7) 身体的侵害

妻としての立場での相談 67 例のうち、身体的侵害を訴えている女性の相談は、20例 (29.9%) である。

a 身体的侵害の行為態様（表22-1参照）

① 身体への暴行が17例であり、身体的侵害の85%を占めている。また、身体への暴行のみで他の行為を伴わないものが58.8%である。

② 破壊的行動は7例であるが、このうち、5例は、身体への暴行と複合している。

b 身体的侵害と他の侵害との複合関係（表22-2参照）

① 身体的侵害を受けている女性のうち、他の侵害もを受けている女性は19例であり、全体の95%に当たる。この比率は、40歳代よりさらに高くなっている。

身体的侵害のみで電話をかけてくる女性は少なく、身体的侵害を含む複数の侵害で悩んでいる女性からの相談が多いと言える。

② 身体的侵害と複合する他の侵害の中では、心理的侵害を受けている女性が13例 (68.4%) であり、最も多い。行為態様では、不当な非難が9例で際立って多い。

③ 複合する侵害について、40歳代と比べると、性的侵害を受けている女性の割合が減少し、経済的侵害を受けている女性の割合が増加している。

c 離婚の悩み（表22-3参照）

① 離婚の悩みを感じている女性は、55%あり、同年齢層の平均50%より高く、悩みの深刻さを示す。

離婚の悩みの内容で多いのは、離婚を迷う女性が7例で、全体の63.6%を占めており、比率は高い。

② 生活形態を見ると、同居15、別居5例である。同居率は75%であり、同年齢層の平均74.2%に近似している。

③ 子どものある夫婦が90.0%と高率である。しかし、末子の年齢層は、「社会人・大学生」の層が81.5%を占めている（表22-4参照）。

- ④ 家族の病気や心身の障害が2例、本人の病気や心身の障害が2例あり、このことが悩みに影響を与えている。

(7) 性的侵害

妻としての立場での相談67例のうち、性的侵害を訴えている女性の相談は、28例(41.8%)であり、かなり多い。

a 性的侵害の行為態様 (表23-1参照)

- ① 異性関係が24例で最も多く、全体の85.7%を占めている。セックスの強要、セックスの拒否は、それぞれ2例であり、少ない。
- ② 性的侵害の行為態様間で複合関係にある事例はない。

b 性的侵害と他の侵害との複合関係

- ① 性的侵害に加えて、他の侵害も受けている女性が20例であり、全体の71.4%に達する。性的侵害に加えて他の侵害も受けている例が多いと言える。

複合する侵害では、心理的侵害が最も多く、全体の80%を占める。次いで、経済的侵害である。

40歳代に比べると、身体的侵害と複合して例が減少し、心理的侵害と複合した例が増加している。

- ② 複合する心理的侵害では、不当な非難を受けている女性が多いものの、拒否されている、結婚観が相違しているなどで悩む女性もおり、悩みは多様化している。

c 離婚の悩み (表23-3参照)

- ① 離婚の悩みを感じている女性は13例であり、全体の46.4%に当たる。同年齢層の平均50%より、若干低い。悩みの内容を見ると、離婚を迷うと悩む女性が10例(76.9%)であり、離婚を迫られるとか、離婚に応じてくれないと悩む女性より際立って多くなっている。加齢により、この傾向は強まっていると言える。

- ② 生活形態を見ると、同居22例、別居6例であり、同居率78.6%である。同年齢層の平均が74.2%に比べると、若干高い。

- ③ 本人の病気・障害が3例、家族の病気・障害が1例である。

(7) 心理的侵害

妻としての立場での相談67例のうち、心理的侵害を訴えている女性の相談は、43例(64.2%)と多い。

a 心理的侵害の行為態様 (表24-1参照)

- ① 不当な非難を受けているものは20例であり、全体の46.5%に達する。次いで、拒否される18例(41.9%)、結婚観の相違8例(18.6%)である。

- ② 行為態様間で複合関係にあるものは23.3%であり、30代の30.6%と比べると複合度は減少している。一方、複合関係にないものが76.7%と増加している。これには、複合度が高い行為態様である夫の育児への非協力等の悩みが減少したことも一因である。

b 心理的侵害と他の侵害との複合関係

① 心理的侵害のうち、他の侵害と複合関係にあるものは29例であり、全体の67.4%である。複合度は40歳代より高くなり、その分、心理的侵害のみの相談者は減少している。

② 複合関係にある侵害のうちで、最も多いのは性的侵害16例であり、複合度が55.2%と高い。次いで、身体的侵害13例(44.8%)、経済的侵害8例(27.6%)である。性的侵害では異性関係が、身体的侵害では身体への暴行が、それぞれの侵害の80%以上を占めている。

c 離婚の悩み

① 離婚の悩みを感じている女性は22例で、全体の51.2%である。同年齢層の平均に近似しているが、40歳代よりは低い。悩みの内容を見ると、離婚を迷うと悩む女性が72.7%と高い比率である。夫から離婚を迫られる、夫が離婚に応じてくれないと悩む女性の比率は減少している。

心理的侵害のみを受けている女性のうち、離婚の悩みをもつ者は44.9%であるが、心理的侵害に加えて他の侵害も受けている女性のうち、離婚の悩みをもつ者は55.2%であり、後者の場合には、離婚の悩みをもつ者がかなり増加している。

② 生活形態を見ると、同居34例、別居9例であり、同居率は79.1%であり、同年齢層の平均74.2%より高い。

③ 子どものある夫婦が93.0%と高率である(表24-4参照)。

④ 本人の病気・障害が5例、家族の病気・障害が1例である。

(I) 経済的侵害

妻としての立場での相談67例のうち、経済的侵害を訴えている女性は、20例(29.9%)である。

a 経済的侵害の行為態様(表25-1参照)

① 生活費の不払い10例であり、全体の60%を占めている。次いで、浪費・借金が7例(35.0%)である。

② 行為態様間で複合関係にある例はない。

b 経済的侵害と他の侵害との複合関係(表25-2参照)

① 経済的侵害のうち、他の侵害も受けている女性は、17例であり、全体の85%と多い。

② 浪費・借金による侵害では、全事例が他の侵害と複合しており、複合する侵害も多様である。生活費不払いの場合には、その半数が、身体的侵害又は心理的侵害を伴っている。

c 離婚の悩み(表25-3参照)

① 離婚の悩みを感じている女性は、50%である。悩みの内容を見ると、離婚を迷う女性が70%と極めて多く、その分、離婚を迫られるとか離婚に応じてくれないと悩む女性は少なくなっている。

② 生活形態を見ると、同居14例、別居6例であり、同居率は70%であり、この年齢層で

は低い方である。

③ 子どものある夫婦が85.0%である（表25-4参照）。

④ 本人の病気・障害が3例、家族の病気・障害が3例計6例ある。

イ 母としての立場からの相談

(7) 母としての立場からの相談は41例であり、他の年齢層に比べて多い。

(i) 悩みの原因となっている相手方を見ると、成人した子34例、未成年の子5例、子の配偶者2例であり、成人した子に関する悩みが82.9%を占めている。

(ii) 悩みの原因が成人した子の場合

a 原因となっている相手方として、成人した子に加えて、他の者を挙げているものが9例あり、その内訳は、夫5例、子の配偶者4例である。

b 悩みの内容は、次のように多様である。

①子夫婦の離婚等夫婦関係の問題12例、②子の行動上の問題（薬物依存、怠学、家庭内暴力など）11例、③子の男女交際など異性関係6例、④母－娘関係の持ち方2例、⑤再婚した夫の子との関係1例である。

(i) 悩みの原因が未成年の子の場合

悩みの内容は、①子の行動上の問題（家庭内乱暴、不登校、無気力など）3例、②子の男女交際1例、③娘との関係の持ち方1例である。

(ii) 悩みの原因が子の配偶者である場合

2例とも、悩みの内容は、息子の配偶者との関係の悩みである。

(5) 60歳代以上の分析

ア 妻としての立場からの相談

妻としての立場からの相談は、31例であり、侵害の原因は、夫との関係である。

(7) 身体的侵害

妻としての立場での相談31例のうち、身体的侵害を訴えている女性は、10例(32.3%)である。

a 身体的侵害の行為態様（表26-1参照）

① 身体への暴行8例が最も多く、身体的侵害の80%を占める。

② 行為態様間の複合関係は低い。

b 身体的侵害と他の侵害との複合関係（表26-2参照）

① 身体的侵害のうち他の侵害を伴うものは6例であり、身体的侵害の60%に当たる。

② 複合関係にある侵害としては、心理的侵害が多い。

c 離婚の悩み（表26-3参照）

① 離婚の悩みを感じている女性3例（30%）である。

② 生活形態を見ると、同居7例、別居3例であり、同居率は70%である。なお、別居している女性3人が離婚の悩みを持っているわけではなく、別居と離婚の悩みとは必ずしも、対応関係にない。

③ 本人の病気等はなく、家族の病気は1例のみである。

(イ) 性的侵害について

妻としての立場での相談31例のうち、性的侵害を訴えている女性の相談は、9例(29.0%)である。

a 性的侵害の行為態様(表27-1参照)

① 異性関係が7例で、最も多い(77.8%)。

② 行為態様間の複合関係はない。

b 性的侵害と他の侵害との複合関係(表27-2参照)

性的侵害を受けている女性のうち、他の侵害もを受けている女性は、6例である(66.7%)である。複合度は比較的高い。

複合している侵害では、心理的侵害が一番多い。心理的侵害の行為態様は多様である。

c 離婚の悩み(表27-3参照)

① 離婚の悩みを感じている女性は5例であり、全体の46.4%である。悩みの内容は、離婚を迷うが4例であり、離婚を迫られるとか離婚に応じてくれない悩みより際立って多い。

② 生活形態を見ると、同居7、別居2例であり、同居率77.8%である。

③ 本人の病気・障害の例はなく、家族の病気・障害が1例である。

(ウ) 心理的侵害14例

妻としての立場での相談31例のうち、心理的侵害を訴えている女性の相談は、14例(45.2%)である。相談者の中で、心理的侵害を訴える女性は、50歳代よりも減少している。

a 心理的侵害の行為態様(表28-1参照)

① 不当な非難を受けている女性が7例であり、全体の50.0%を占めている。次いで、拒否が4例である。

② 行為態様間で複合関係にないものが92.9%である。

b 心理的侵害と他の侵害との複合関係(表28-2参照)

① 心理的侵害のうち、10例(全体の71.4%)が他の侵害と複合している。複合度は、他の年齢層と同様に高い。

② 複合している侵害では、身体的侵害が5例、性的侵害が4例、経済的侵害が2例である。

c 離婚の悩み(表28-3参照)

① 離婚の悩みを感じている女性は、半数あり(7例)、年齢を考慮すると多いと言える。悩みの内容では、離婚を迷う女性が離婚を迫られるや離婚に応じてくれないと悩む女性より多い。

② 生活形態を見ると、同居10例、別居4例であり、同居率は71.4%である。

③ 本人の病気・障害が1例であり、家族の病気・障害が1例である。

(I) 経済的侵害 7 例

妻としての立場からの相談31例のうち、経済的侵害を受けている女性の相談は7例(22.6%)である。

a 経済的侵害の行為態様(表29-1参照)

- ① 浪費・借金を悩む女性3例、生活費の不払いを悩む女性3例である。
- ② 行為態様間での複合関係はない。

b 経済的侵害と他の侵害との複合関係

- ① 経済的侵害を受けている女性のうち、4例が他の侵害も受けており、半数の女性が、経済的侵害に加えて他の侵害も受けていると見られる。

他の侵害の内容は、異性関係2例、不当な非難を受けているもの2例である。

c 離婚の悩み(表29-3参照)

- ① 離婚の悩みを感じている女性は、4例(全体の57.1%)である。
- ② 生活形態を見ると、同居6例、別居1例であり、同居率は85.7%である。
- ③ 本人や家族の病気・障害がある例はない。

イ 母としての立場からの相談

(7) 母としての立場からの相談は、23例である。侵害の原因である相手方は、成人した子19例、未成年の子1例、子の配偶者3例であり、成人した子に関する相談が82.6%を占めている。

(i) 成人した子について相談

成人した子に関する悩みの内容は、①子の素行上の悩み11例(自立できない、仕事しない、暴言をはく、結婚しない、家庭内乱暴、娘の浪費など)、②子との関係の持ち方に関する悩み3例、③子の離婚問題4例、④夫の相続問題1例である。

(ii) 未成年の子についての相談

娘の不登校に関する悩み1例がある。

(I) 相談者の生活形態を見ると、夫との同居8例、死別9例、離婚2例、不明4例であり、死別が目立つ。ただし、本人の健康状態を見ると、病気・障害ありは1例のみである。

6 対応の内容(表30参照)

- ① 電話相談の場合、相談担当者は、相談者が選択や決断しやすいように考えて、複数の対応や助言をすることが多い。そこで、1事例につき、対応の内容を二つまで集計した。
- ② 対応内容では、話し合い・行動改善方法の助言が全体の58.5%に達しており、最も多い。次いで、「受容」が53.9%、家裁の申立て助言が27.3%、FPICの面接紹介11.1%、他の相談機関紹介7.4%の順である。他の相談機関には、ドメスティック・バイオレンスの被害者として、都道府県の婦人相談所、警察、女性センターを紹介した例が多い。

7 相談時間

相談時間の記載のあるもの473件について見ると、1件当たりの平均時間は、32分である。相談者は相談担当者に話したい、聴いて欲しいとの気持ちで電話をしてきており、この心情を的確に理解して受容しないと、次の段階に進めない。このために、所要時間は長い。

1件当たりの相談時間を個別的に見ると、最も短いものが8分であり、最も長いものが100分までの範囲にある。短時間で終了しているのは、法律的手続に関する相談が多い。

第二章 暴力を振るう男性のかかえる問題状況と解決課題

一 分析方法

家庭内暴力（DV）の態様については、いわゆるDV法が規定するところとは別に、国際的にもすでに一定の定義、分類が行われ、広く知られるところであるうえに、前章の電話相談の分析においても触れてきた。

本章では、電話による女性からの事情聴取という限定的条件のもとではあるが、加害男性を直接調査対象とすることの困難をある程度代替するものとして、電話相談の記録から得られる男性（夫）の暴力的言動を、加害の原因、背景などの共通項を探る視点から収集、分析することを試みる。そのうえで、暴力的言動の抑止、あるいは解決のために必要な課題を考察する。考察にあたっては、事例に立ち入って接触することのできた離婚訴訟の鑑定事例、面接相談事例をも参考とした。

事例はいずれもプライバシー保護のため、単独事例ではなく、複数事例の合成である。

二 事例及び分析結果

1 執着型

（妻に依存し、あるいは妻を支配し続けようとするタイプ）

（1）他者依存的で職業的、経済的に自立不全

相談事例

①夫が、夫婦の関係がよくないので仕事をする気がなくなったといって退職してしまい、食事も洗濯も掃除も、自分の分だけ自分でするようになってしまい、口も利かない。

②共働き夫婦の夫は、小遣いが月額8万円で足りないといって、急に怒りだす。話し合えず、妻は自分が一方的に我慢してしまうことが多いと感じる。

③妻（50歳代）はかなりの所持金をもって結婚したが、夫は給料のほとんどを自分で使い果たした上に、妻の株券を勝手に売って返済したり、夫の実家の改築に妻に金を充当させたりした。喧嘩の絶えない夫婦で、20年来夫は追い詰められてはすぐ暴力を振るった。妻は所持金も底をついて離婚もできず無気力になり、暴力を振るわれた子どもは不登校、摂食障害などを発症して施設に入所となった。立ち向かっていく長女には、夫は手をださない。

④20歳代の夫婦。交通事故で体を痛めた夫に代わって、2歳児をかかえた妻が働きはじめたが生活が苦しい。妻に働くよう求められた夫は、働く気はあっても仕事が見つからない。夫の半端ではない暴力がはじまり、暴力が妻の親にまで及んだ。ようやく離婚したが、夫は妻にはその気がない復縁を求めてくる。

⑤男性の相談事例

医師を目指しての受験勉強中に結婚した夫は、そんな気はなかったのに妻が働けというので就職したが落ち着かず、妻も不安定になってしまったので家業を手伝った。しかし、医師を目指しているのに、そんな仕事はやっていられない。妻が暴力を振るったので殴り返したら、

妻は自分の両親に手を上げるようになった。現在、別居中の妻子には自分の両親が仕送りしている。

このグループの事例には、競輪、競馬、パチンコなどのギャンブル、浪費、借金などの問題をかかえている夫が多い。事例④のような事故、疾病、ときには服役歴など、社会復帰にハンディがある場合もちろんあるが、生活に対する責任意識が希薄で、結婚以前の社会的自立ができておらず、問題解決は依存的、防衛的である。基底に社会に対する不適応感や劣等感が存在することがうかがわれ、妻から不満をぶつけられると、責任転嫁や暴力的言動によって保身を図ろうとするが、自ら夫婦関係を解消して自立しようとはせず、依存し続けようとする。⑤の男性からの直接事情聴取事例は、責任転嫁と暴力的防衛の典型とみることができよう。

(2) 勝ち負け意識へのとらわれ

相談事例

①夫は亭主関白で妻の人格を認めず、がんじがらめに縛る。20年程前から「出て行け」「これだけやっても出て行かないのか」と責め続けていた。

女性関係が発覚して、妻にそれを社会的に公表されると、「妻を甘く見ていたが一目置くようになった」と妻が感じるような変化を夫はみせた。

②自分中心で強引、支配的な両親に育てられた夫（研究所研究員）。ややワイルドな印象をたのもしさと錯覚して結婚したが、40歳代になってから、飲酒しては暴れる、殴る、妻の大切なものを壊す、蹴るなどするようになり、暴力歴6年になる。しかし、治療しなくてもいい程度の暴力にとどめるずるいやりかたをする。

③共に管理職の共働きで婚歴約30年。長年別寝室だった。妻が退職して、先に退職していた夫の飲酒癖がわかった。深酒をして深夜暴れたり、壁をひっかいたり、テレビをひっくりかえしたりしても、翌朝は記憶がない。暴れる最中はこわくて声もかけられない。すでに肝臓をこわして通院中だが、飲酒での通院を勧めるとひどく怒る。

④タバコ、アルコール依存症の夫。暴力とともに「誰に食わせてもらっていると思うんだ」との暴言。妻は4年前に離婚を決意したが子どもに反対されてあきらめた。いまになって高校生になった息子が「なぜ離婚しない」と責める。

⑤夫は飲酒はしないが、大学院生の妻を突然殴る。妻は子ども一人を連れて逃げ、調停を重ねたが不調に終わった。

⑥夫の暴力がひどく、妻子は母子寮に入ったが、夫は妻の実家に押しかける。実家の母親に戻ってくれといわれて妻子が戻り、妻が妊娠するとお腹の子を蹴ったり、上の子どもにも手をあげる。

このグループの事例には、人間関係を勝ち負けの力関係と捉え、勝っていなければ自分を保持できない傾向の夫像が見出せる。負けたくない、馬鹿にされたくないという心理は人一倍強いので、社会的には成功している場合が少なくないが、権威や強者には弱く、弱者には強いところがあり、プライドが高く敏感で、強いストレスを感じている。強い親に支配されて育った

経験の影響と考えられる事例も多く、充足されていない力の欲求を追い求め続けているともいえよう。負けを意識したときには、はけ口としての弱者やアルコールが必要になることが多いが、わけても、最も身近で気の許せる存在である妻は、自分よりは弱者であることを必要とする男性優位意識の所有者である。それだけに、妻のほうが悪位であると感じたときには、力の誇示としての暴力は激しさを増すことになる。

(3) 支配を愛情と思い込む主観的、独善的傾向

相談事例

①男性の相談事例

夫からみて、妻は、家業と家事を両立させ、自分の母ともうまくやってきた。おとなしく従順で、言ったことをしっかりやってくれたが、かたくななところがあり、苦情をいうと黙っているで張り倒したことが何度もある。離婚すると手紙を書いたら、財産はいらないけれど、4人の子どもは自分が育てるといって家を出てしまった。アパート一間でやれるならやってみろという気持ちだったが、可哀想なので生活費を援助してやっている。最近、狭くてやってられないといって子どもが一人戻ってきたので養育費を請求したい。

②鑑定事例

妻に重症の怪我を負わせた夫。「おやじはとても厳しく、殴られたこともある。でも、子煩悩で、よく可愛がってもらった。そのおやじを早く亡くしたので、結婚したらいい夫、いい父になって、絶対家族を幸せにしてみせると決心し、仕事も成功させた。貧しい育ちの娘と結婚し、よかれと思ってあれこれ気を使ってしてやったことを、妻は少しも喜ばない。人の好意が素直に受け取れないようなひねくれたところがある。妻にはどれだけぜいたくさせてやったかわからない。育った環境が違いすぎたとしか言いようがない」。

このグループの夫像も男性優位意識の持ち主である。しかし、成育過程を含め、優位性を侵害されたり、自己を客観視する経験が少なく、自分の判断、感情を押し通す過剰な自信家で、主観的、独善的な自己肥大を起こしている。

自分を愛情深い善人と思い込む未成熟性が特徴的である。人の話が聞けず、一方通行的コミュニケーション体験しかもたないために、経験が広がらず、自分の言動が、相手には、押し付けや支配と感じられることが自覚できない。②鑑定事例では、自分の描く幸福な家庭の幻想に夫自らも縛られているが、その思い込みが生きる原動力になっていただけに、現実をみることは容易ではなかった。

2 排斥、排除型

(利便性、功利性を失った妻との縁を切ろうとしているタイプ)

(1) 原家族からの未分離による妻への排斥

相談事例

①夫は、思うようにいかないと、ものを投げたり、わめき散らす。妻の大切にしていたものは、

エネルギーを使い果たすまで続けて粉々にする。すぐ「出て行け」といい、乳児にも「親の心がわからないか」と怒鳴る。親には金銭的に無理をしてまで親孝行をする。

②舅のセクハラ的な視線や行為を訴える妻の言動に対して、「そんな風を感じるお前の方がおかしい」と夫は取り合わない。

③夫も夫の両親も子育てにはまったく手を貸さなかった。子どもが2歳になったころから夫は妻に暴力をふるうようになり、夫から離婚を言い出して調停を申し立てた。調停中に夫は「子どもを預かる」といって夫の実家へ連れ去ってしまった。

④夫の不在中に、同居中の姑と小姑が妻に暴力を振るう。土下座して謝っているところへ姑がケリを入れたりする。妻が恐怖心から精神的におかしくなって、親子3人で転居したが、転居先へ姑たちが押しかけてきても夫は妻のためにはそれ以上のことは何もしない。

⑤姑から「私の息子を取った。許せない。堕ろしなさい」といわれた「できちゃった婚」の夫婦。夫は母親にいいなりに同調し、子どもの前でも、キレルと投げたり、壊したり、暴れたりする。「離婚してもいいけど、腹の子は知らない」と妻に暴言を吐く。

⑥鑑定事例

夫の女性観「女は、家事ができて、子どもが育てられ、親の世話をしてくれればそれでよい。それができなければ、妻である価値はないし、それ以上何かをしようとするから問題が起きるのだ。跡取りは必要だから、子どもは取る。もし取れなければ、家政婦に子を産ませ、結婚する」。

このグループでは、夫の家族アイデンティティの対象が結婚後もなお肉親でしかなく、妻は夫が肉親集団にいい顔をするための手段、道具でしかない。妻を一人の人格ある人間と認めているとは言い難い。したがって、期待する利便を提供しなくなった妻に対しては、無用の「物」として、暴力的言動を使っても放出したいという心理が夫に働いている。⑥鑑定事例はそれを端的に表している。妻を人格ある人間として対等に交わることのできないこのグループの夫は、実は、自分もまた、原家族の付属物でしかなく、一個の独立した人格として自立できていない。夫はそれに気づいていない。

(2) 離婚するための手段としての暴力

相談事例

①夫の女性関係がショックで妻（50歳代）が安定剤を服用するようになった。夫は「証拠はないだろう。もう子どものところへ行け、離婚だ」といって、家庭内別居となり、妻に暴力を振るいだした。妻が離婚を切り出すのを待っている。

②施設で持てあまされた母親の引き取りを妻に拒否され、父親の遺産分割に口を挟まれ、さらに女性関係を詰問されて、夫は暴力を振るって家を出てしまった。

③「顔も見たくない。一緒にいるのがいやになった」との夫の売り言葉に妻が買い言葉を返し、夫は言質をとって、妻に離婚を迫っている。

④16年前に、突然夫が「セックス不能になったから一緒に暮らせない」と言い出して妻には

口を利かなくなり、高価なマンションに別居して、以来妻にはまったく会わない。最近退職したので妻は戻ってくると期待したが、夫は戻らない。

- ⑤夫 50 歳代、妻は高校生の子どものとともに別居中。同居中は、暴力、飲酒、失禁、救急車、妻の髪をひっぱる、大声でどなる、壁に穴をあける。妻は夫の同僚からもいやみの声をきかされる。最近、夫から離婚について話し合いたいとの手紙。

このグループの夫には、明白度にはさまざまな相違があるものの、すでに婚外に女性関係が存在している事例が実に多い。女性関係が生じた理由は、妻からの事情聴取ではつかみにくい、結果としては夫が妻という存在から回避、逃避している。表沙汰になって窮鼠猫を食むのたとえのように夫が暴力を振るう場合も少なくはないが、表沙汰にならなくても、夫が妻に離婚を迫り、妻が応じないために発生している暴力が多い。婚姻中の女性関係、暴力による離婚の強要、どれをとっても欲しいものを駄々をこねてでも手に入れようとする幼児のような甘えと幼さを感じられる。そのような中で、アルコール依存症と思われる⑤の夫からの離婚請求は、むしろめずらしい事例といえそうである。

三 考 察

1 分析結果のまとめ

男性（夫）の暴力的言動を加害の原因、背景などの共通項を探る視点で収集し、分析を試みた結果は次のようにまとめることができるように思われる。

- (1) 妻への依存、支配などの心理的欲求の強い男性は、欲求が満たされないと、かえって妻への執着を強め、暴力的言動をもってその欲求を満たそうとし続ける傾向がある。
- (2) 妻の他に依存対象をもち、心理的欲求充足を他で得られる男性が妻に期待するのは利便や功利の提供という実利である。妻がその期待に沿わなかったり、心理的関係を求めると、排斥、排除しようとして、暴力的言動をもってでも離婚を迫まったりする傾向がある。

(1) については、次のような3つの群が見出せた。

①職業的、経済的に自立できていない社会的不適応型の男性が、いわゆる紐のような関係で依存し続ける一群

②男性優位意識が強く勝ち負けにとらわれるストレス型の男性が、妻を負け意識の挽回の対象として支配し続ける一群。この一群には飲酒群が多い。

③同じように男性優位意識は強いけれども、勝ち組としての自信をもった独善型の男性が、自らは愛情と思い込んで妻に自分の主観を押し付けつづける一群

(2) については、2つの群が見出せた。

①原家族からの分離自立のできていないマザコン型の男性が、親に気に入ってもらえない役立たずの道具として、妻を暴力的に排除し続ける一群、この一群には、排除を目的に、自分のほうが親元へ戻ってしまう男性も多い。

②女性からの事情聴取のため理由が明示的でない事例も多いが、婚外の女性という依存対象ができていない不倫型の男性が、さまざまな理由や暴力をもって妻のほうからの離婚を策動し続

ける一群、この群では夫が家を出るときには実家へ戻らず単身別居をしている。

以上の分析は、暴力の対象としての妻への執着のあり方に注目したものであるが、依存にせよ支配にせよ、妻を心理的に必要としている夫は妻を容易に手放さない。このタイプを夫にもつ女性にとっては、DV 法などの法律が頼みの綱といえる。対症療法的対策でしかない DV 法の現状は、さらに女性の安全確保に役立つように改正されることが望まれる。

これに対し、親とか婚外の女性を心理的依存対象としている夫は、(前者は婚姻のはじめから、後者は場合によっては婚姻後に)、妻に求めているものが主として利便性であることから、妻とは別れたい気持ちが強く、妻が離婚に応じないために暴力的言動に訴えていると思われる事例もある。妻を愛情の対象とせず、道具とみている夫との関係が、暴力さえなくなればよいとするかどうかは、むしろ妻の選択と自立の可能性にかかるところ大であろう。エンパワーメントを含めた女性の自立能力向上や就労の機会の拡大・提供が官民を問わず取り組まれる必要がある。

実際の事例はいくつもの要因が重複しており、このように図式的に区分できるものではないが、暴力からの被害を救済、抑止するうえでの、ひとつの視点ではあると思われる。

2 男性に対するアプローチ

(1) 男女平等教育の浸透

1975年に国際婦人年メキシコ大会が開催されて以来、女性差別撤廃の努力が国際的規模で進められ、その歴史ははや四半世紀を過ぎている。日本でも、あらゆる分野における男女共同参画が基本法として成立し、近くはいわゆる DV 法も成立した。しかしながら、法理念と現実の生活実態の乖離は、いまだに驚くべきものがある。本調査で使用したような、限定された情報でしかない電話相談の記録でも、精査してみると、男性(夫)たちの現在という時点での意識と行動が、あからさまにあぶりだされたように思える。

考察において触れたとおり、妻への執着という視点からみると、夫のタイプには、執着型と排斥型がみられる。前者の中には、人間関係を優劣や勝ち負けの力関係でみる強烈な男性優位意識が存在し、負けを知らない独善、自己肥大群と、弱者支配による負け意識の防衛群が存在し、後者の中には、功利主義者による妻の所有物化群が存在する。これらのいずれもが、一人の別人格としての妻と人間的に対等な関係をもつことを、考えても、求めてもいない。対等な人間関係を経験せずに育ち、対等な人間関係を知らないともいえる。夫たちのもつこのような意識の基盤を変えなければ、暴力という突出した行動を対症療法的に封じ込めても、一時の処方箋にしかない。

家庭教育、学校教育、生涯教育、職場教育など、あらゆる生活現場での男女平等教育の浸透が今後なお一層必要である。その中でも、若い世代を対象とする学校教育と、男女平等を規定した新たな労働法をもつ職場教育は、男女平等教育を制度的に進めやすい生活現場ではなかろうか。

(2) 男性に対するケア

対等な人間関係を知らない、経験していない男性もまた、ある意味での被害者である。アルコール依存症に典型的にみられるように、外側で加害行為を行いながら、同時に内側では自分自身も深く受傷しているのがDVの心理機制である。たとえば、主観、独善タイプに挙げた②鑑定事例では、面接を重ねるうちに夫に変化がみられ、つぎのような洞察ができるようになった。「妻を愛していたが、愛し方がわからなかった。幸せにしてたやりたかった、自分も幸せになりたかったが、どうすれよいか、やりかたがわからなかった。そのことに苛立った。妻に聞くこと、妻の言葉を待つことの意味を知らなかった。ようやくわかってきたけれど、遅すぎた。いまでも妻を愛しているが、自分の手で幸せにしてやれないとすれば、離婚してやるのが一番の愛情なのかなあと思う」。また、妻に暴力を振るいそうな自分を何とかコントロールするために電話相談でのサポートを求めてきた男性もある。

経済的自立といえば、かつては女性専用用語のごとく、女性に向かって求められていた。しかし、本調査の執着型の中の依存タイプには、女性に向かっていわれていたことと同じことがいえる。未成熟性の不適応をかかえる本調査の事例からわかることは、経済的自立とは単なる経済的自立をいうのではなく、精神的自立に裏打ちされてはじめて実現できることだということである。

このような問題をかかえる加害男性に必要なことは、単なる加罰ではない。加害者であると同時に被害者であることを前提にしたケアが必要である。児童虐待をした母親へのケアに酷似している。東京都は男性対象の電話相談をはじめた。各地でまだ緒についたばかりであるが、電話相談、カウンセリング、グループワークなど男性への援助の可能性をひろげていく必要がある。

(3) DV法の強化

ようやく陽の目をみたDV法であるが、その効果については当初より、批判、不満が続出している。法の成立は、今のところ、DVが公的に否定されたという、成立自体に最大の意義があるものとする。

しかし、(1)でも述べたように、これまで男性の多くは、人格を認め合う人間関係を学んでいない。また、不登校や引きこもりの事例についての研究で、親の多くが長男には特別の思いを抱いて養育していることが指摘されているように、男性は親の意向に縛られ、自分自身が人格を認められた生育経験をもっていない。一家の担い手になるための受験競争だったり、出世競争だったり、自己開示を男らしくないとして禁じるような教育だったり、実にさまざまなかたちでの強要を受け続けてきた。暴力そのものを体験しながら育った男性も多い。男性にのみ多く偏った期待と負荷をかけたまま、人間的にもっと自由になれ、他人を尊重せよと求めても、それは至難な課題である。法が否定したDVの真の否定は、このような背景をもつ男性自身が意識の変革を遂げたとき、はじめて実現するものであろう。

とはいっても、現に妻を心理的に必要とする執着型の夫から、妻が安全な場に逃れて恐怖心

や無力感から回復し、再び生活の立直しに取り組むためには、男性の意識変革を待ってはられない。そのために、規定された退去、接近禁止期間ではあるが、実効性をもつにはあまりに不十分である。相談機関については、交通機関の利便性などを考えたとき、地方における被害の相談先が限定的でありすぎる。人口過密な都会も含め、一定条件のもとに、もっと公私の相談機関の活用が考えられてよい。

また、夫が離婚した妻との復縁を迫るような現状に対応し、DV に対する男性の犯罪意識と加害・被害関係の終結を確実にするためにも、身柄拘束およびそれに代わる必要的教育・カウンセリング等を盛った DV 法の改正が期待される。

第三章 電話相談の効用と限界

1 電話相談の効用

(1) アクセスの手軽さ

主婦からの電話相談が多い。主婦にとっては、悩みながらも相談機関まで出かけるには、かなりの決断が必要である。特に、20歳代、30歳代の主婦は、子どもの世話もあるので、夫に内密に外出することは容易でない。電話は、身近なものであり、外出を要しない。電話相談には、アクセスの手軽さがある。

(2) 感情の整理

夫からの侵害があった直後の電話相談が多い。どのように対処したらよいか冷静に考えられず、怒りの感情だけが強くわいてきたり、沈んだ気分が強く支配されたりする。電話相談によって、感情を素直に表出し、第三者に受容してもらうことで、自己の感情の沈静を図り、事態を冷静に考えることを始めることができる。

(3) 悩んでいることを周囲に知られないで相談ができる。また、匿名性も保持できる。

家庭の悩みは、初期段階では、他人に知られたくないとの思いがある。他人に知られないで関係を修復できないかと思う。特に、地方では、顔見知りの者に見られないかとの不安があるので、相談機関に出入りすることには決断が必要である。また、性に関する悩みごとは、夫にも知られたくないと思う場合がある。

(4) 自分の問題について洞察する。

一人で悩んでいると、考えの整理が進まないことが多い。相手の非難に終始していた訴えが、専門家の受容と助言を得ることで、自分に関心を向ける。自分の見直しを始める例がある。

(5) いやしの効果

話を聞いてもらって、少し元気になったとの感想が多い。解決課題が不明確が、解決がないことが分かっているが、寂しいための電話も多い。自分の苦しみを誰かに話して分かち合う人がほしいとの気持もある。

(例)

- 友人に悩みを話していたが、聞き飽きたと拒否される。インターネットの相手も同じことを言われた。とにかく、悩んでいることを聞いてくれる人がほしい。淋しくて仕方がない。
- 不和から引きこもり状態にある女性が、話をきいてくれるだけでうれしいという。
- 心に何十年と秘めていたことを話した人が、話すことで自分が楽になったという。

(6) 自己の決断の確認のため

悩みの解決方法を決断しようとする段階での電話もある。自己の決断の内容を他者に話して、自己確認するためである。

(例)

- 自分の考えについて現実検討をするために電話をしてきた。
- 離婚の決断をしているが、生活不安や生き方での不安が解消しないために電話をしてきた。

(7) 支援システムに関する情報提供

自己の当面している問題解決について、どのような機関が利用できるか知りたくて電話をし
てくる人も多い。相談者の当面している問題を的確に把握して、その解決に役立つ支援シス
テムを紹介する機能もある。

(8) 即時性がある。

尊厳を脅かされる緊急な状態にある女性に対して、短時間に支援機関 を紹介などができ
る。

(例)

○ 父の暴力から母を避難させたい娘から、宿所や生活する場所の問い合わせがあり、居住地
の県の婦人相談所を紹介するが予約がないと駄目と言われて、再度電話。都内のシェルター
を紹介し、併せて、女性相談センターを紹介する。

(9) 何らかの理由で外出が容易でない者にとっては、問題解決のための有力な道具になっている。
病気、身体的な障害などで外出が容易でない女性からの相談がある。

2 限界及び問題点

(1) 電話相談は、傾聴、受容が原則である。相談者に適切に助言するためには、相談者の求めて
いること、悩みの概要、相談者の潜在能力や社会資源などを的確かつ多角的に理解することが
不可欠であるが、電話相談では、十分なアセスメントはできない。しがたって、助言も、条件
付きであったり、一般的なものになりがちである。

(2) 身体への暴力などで緊急対応が必要な場合があるが、関係機関の電話番号を教えることにど
どまりがちである。このような相談者には、ケースワーク的援助が必要であるが、電話だけで
は限界がある。

(3) 電話相談は、受付的な機能が主であり、インテーク的機能を果たすにどどまる。

相談者の当面している問題については、複数の機関がネットワーク化したシステムとして機
能しないと、十分な解決が得られない問題が多い。この支援システム全体の中では、電話相談
は、受付的な機能が主である。総合病院の受付と同じである。

(4) 相談者への働きかけの限界

悩んでいる問題を解決するためには、相談者自身が、事態を変えるために電話だけでなく、
行動を起こす必要がある。繰り返して電話をかけてくるが、助言等が問題解決に結びつかない
者がいる。このような場合には、相談者への働きかけは、電話相談のみでは限界がある。

(5) 相談の一方性

電話を切ることの主導権は、相談者にある。このため、夫への不満を一方的に話して電話が
切れたり、話の途中で、子どもや夫が帰ってきたために、電話をきる例もある。

(資料1)

平成14年 月「女性の名誉と尊厳を守る電話相談」 個人整理票 月間集計票
個別整理用紙として記入するときは、継続には回数を入れ、計と人数は記入しない。

No	1、件数	① 初回	② 継続	③ 計	2、人数
----	------	------	------	-----	------

3、氏名	4、居住地	5、年齢
① 判明	① 東京都	① 20歳代以下
② 秘匿	② 他府県	② 30歳代
③ 不詳	③ 不明	③ 40歳代
④ 計	④ 計	⑦ 計

以下の項目は複数回答あり

6、職業	7、相談の端緒	8、相談内容
① 主婦（無職）	① FPICの事業	① 夫・親族からの侵害の悩み
② パート	② 新聞・雑誌等	② ①の改善相談
③ 定職者	③ その他	③ ①の離婚による解決相談
④ 自営業	④ 家裁	④ Cの生き方
⑤ その他	⑤ 他の公共機関	⑤ その他
⑥ 不明	⑥ 不明	

9、尊厳侵害の内容			
(1) 身体的侵害（ 件） 下位項目は具体的侵害態様			
① 身体への暴行（殴る、蹴る、 む、引き摺る等）		⑥ その他	
② 破壊的行動（物を投げる、壊す、物に当たる等）			
③ 凶器の行使（刃物を持ち出す、銃で脅す等）			
④ 子どもへの暴力		⑥ 内容不明	
(2) 性的侵害（ 件）			
① 異性関係		④ その他	
② セックスの強要・C側の拒否			
③ セックスの拒否・セックスレス		⑥ 内容不明	
(3) 心理的侵害（ 件）			
① 不当な非難（脅す、怒鳴る、馬鹿にする）		⑥ その他	
② 拒否（自己中心、相談できない、口をきかない）			
③ 育児・教育への非協力、無関心			
④ 親族による不当な言動			
⑤ 結婚観の相違（男女識、役割意識、親族意識）		⑦ 内容不明	
(4) 経済的侵害（ 件）			
① 浪費、借金、パチンコ・競馬等のギャンブル		④ その他	
② 生活費、婚費、養育費の不払い			
③ 不当な金品の要求		⑥ 内容不明	
(5) 離婚の悩み（ 件）			
① 離婚を迫られる		④ その他	
② 離婚に応じてくれない			
③ 離婚を迷う、離婚はしたくない		⑥ 内容不明	
(6) アルコール（ 件）	(7) 薬物（ 件）	(8) 不明（ 件）	

10、C 婚姻関係		11、C の同居家族		12、C の同居家族数		13、C の子ども数		14、C の子の年齢	
① 未婚		① 夫		① 単身		① 0 人		① 1 歳以下	
② 同居		② 夫、子ども		② 2 人		② 1 人		② 3 歳以下	
③ 別居		③ 子ども		③ 3 人		③ 2 人		③ 未就学	
④ 離婚		④ 夫の親他		④ 4 人		④ 3 人		④ 小学生低	
⑤ 死別		⑤ C の親他		⑤ 5 人以上		⑤ 4 人		⑤ 小学生高	
⑥ 再婚		⑥ その他		⑥ 不明		⑥ 不明		⑥ 中・高生	
⑦ 不明		⑦ 不明						⑦ 大・社会	
15、C の心身の疾病例 (件)					16、C の子どもへの対応				
例：うつ病 疾患名非特定 ()					例：外で遊ばなくなった。5 歳 C に親子交流への抵抗感。3 歳				
16、家族の心身の疾病例 (件)									
例：交通事故後遺症植物人間。26 歳娘 該当家族 該当家族 疾病名非特定 () ()									

18、C の立場		主たる立場 ○		19、侵害、悩みの原因		主要原因 ○	
① 娘として				① 恋人		② 自分の疾病	
② 恋人として				② 夫		③ 近隣、職場	
③ 妻として				③ 姑		④ 家族の死	
④ 嫁として				④ 舅		⑤ 対人関係	
⑤ 母として				⑤ 実母		全般	
⑥ 姑として				⑥ 実父		⑥ その他	
⑦ 職業人として				⑦ 未成年の子		⑦ 不明	
⑧ 離婚者として				⑧ 成人した子			
⑨ 寡婦として				⑨ 子の配偶者			
⑩ その他 (姉妹など)				⑩ 他の親族			
⑪ 不明				⑪ 元配偶者			

20、対応内容			
① 受容		② 話し合い・行動改善方法の助言	
③ FPIC の面接、セミナー紹介		④ 家裁の申立て助言	
⑤ 法律扶助協会の紹介		⑥ 他の相談機関の紹介	
⑦ 医療機関の紹介		⑧ グループの紹介	
⑨ 参考図書を紹介		⑩ その他	

21、対応時間 分

22、要検討事項

23 これまでに他機関に相談したことがありますか。

- ☐福祉事務所（婦人相談員） ☐女性センター ☐婦人相談所（配偶者暴力支援センター）
☐民間シェルター ☐病院（医師、看護婦） ☐警察 ☐家庭裁判所 ☐児童相談所
☐弁護士 ☐民生委員・人権擁護委員 ☐他の電話相談
☐その他（ ）

（相談の印象等： ）

24 面接相談でなく、電話相談を選択した理由は何ですか（Cにとっての電話相談の位置づけは？）

- ☐手っ取り早いから ☐他の人に知られたくないから ☐気持ちの整理がつかないから
☐離婚の決断がつかないから ☐相談機関が分からないから ☐相談料が無料だから
☐子どもが小さく外出できないから ☐地域にもれるおそれがあるから
☐その他（ ）

20-1 対応の補足欄

他の機関を紹介した場合、紹介先

- ☐福祉事務所 ☐女性センター ☐婦人相談所（配偶者暴力支援センター）
☐民間シェルター ☐保健所 ☐病院（医師、看護婦） ☐警察 ☐家庭裁判所
☐法律扶助協会 ☐自助グループ（ ）
☐その他（ ）

25 この電話相談に関する感想（当事者から感想が自発的に話された場合）

26 内容についての特記事項の補足欄（特に、当事者の解決課題についての相談担当者の感想）

(資料2)

表1 相談者の年齢層

年齢層	総数	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上	不明
相談者数	686	94	206	111	125	60	89
比率	100	13.7	30.0	16.2	18.2	8.7	13.0

表2 相談者の居住地域

年齢	総数	東京都内	他府県	不明
20歳代以下	93 (100)	42 (45.2)	45 (48.4)	6
30歳代	206 (100)	65 (31.5)	124 (60.2)	17
40歳代	111 (100)	41 (36.9)	61 (55.0)	9
50歳代	125 (100)	41 (32.8)	67 (53.6)	17
60歳代以上	61 (100)	27 (44.3)	25 (41.0)	9
総数	596 (100)	216 (36.2)	322 (54.0)	58 (9.7)

表3 相談者の職業構成

	総数	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上
相談者数	596 (100)	93 (100)	206 (100)	111 (100)	125 (100)	61 (100)
主婦	374 (62.8)	52 (55.9)	135 (65.5)	60 (54.1)	81 (64.8)	46 (75.4)
パート	59 (9.9)	4 (4.3)	20 (9.7)	23 (20.7)	9 (7.2)	3
定職者	61 (10.2)	15 (16.1)	24 (11.7)	11 (9.9)	8 (6.4)	3
自営業	44 (7.4)	2	12	9	19 (15.2)	2
その他	18 (3.0)	9	5	3	1	0
不明	40 (6.7)	11	10	5	7	7

表4 当法人の電話相談を知った経緯

	総数	20代以下	30代	40代	50代	60以上
相談者数	596 (100)	93 (100)	206 (100)	111 (100)	125 (100)	61 (100)
FPICの事業	109 (18.3)	29 (31.2)	41 (19.9)	19 (17.1)	12 (9.6)	8 (13.1)
新聞雑誌	186 (31.2)	24 (25.8)	67 (32.5)	40 (36.0)	41 (32.8)	14 (23.0)
その他	53 (8.9)	5 (5.4)	17 (8.3)	10 (9.0)	18 (14.4)	3 (4.9)
家裁	25 (4.2)	3	5	6	6	5
他の公共機関	109 (18.3)	16 (17.2)	33 (16.0)	21 (18.9)	27 (21.6)	12 (19.7)
不明	114 (19.1)	16	43	15	21	19

表5 相談者の婚姻関係

	総 数	20歳代以下	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60歳代以上
相談者	596	93	206	111	125	61
未 婚	34	18	6	4	6	0
婚 姻	497	66	182	100	108	41
離 婚	28	5	13	3	5	2
死 別	14	0	0	0	3	11
再 婚	3	0	2	1	0	0
不 明	20	4	3	3	3	7

表6 相談者の主たる立場

相談者の立場	総 数	20歳代以下	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60歳代以上
相 談 者 数	596(100)	94(100)	206(100)	111(100)	125(100)	60(100)
娘として	24(4.0)	9(9.6)	10	4	0	1
恋人として	12(2.0)	8	1	1	2	0
妻として	385(64.6)	56(59.6)	152(73.8)	79(71.2)	67(53.6)	31(51.7)
嫁として	20(3.4)	5	9	3	2	1
母として	96(16.1)	3(3.2)	13(6.3)	16(14.4)	41(32.8)	23(38.3)
職業人として	2(0.3)	0	0	1	1	0
離婚者として	15(2.5)	3	9	1	2	0
その他	37(2.7)	6(6.4)	12(5.8)	4(3.6)	11(8.8)	4(6.7)

(注) 相談者の立場が複合している場合には、主たる立場を選択して集計した。

表7 妻としての立場からの侵害の悩み態様

	総 数	20代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60代以上
相談者数	385(100)	56(100)	152(100)	79(100)	67(100)	31(100)
身体的侵害	129(33.5)	20(35.7)	59(38.8)	20(25.3)	20(29.9)	10(32.3)
性的侵害	120(31.2)	15(26.8)	40(26.3)	28(35.4)	28(41.8)	9(29.0)
心理的侵害	237(61.6)	37(66.1)	98(64.5)	45(57.0)	43(64.2)	14(45.2)
経済的侵害	84(21.8)	15(26.8)	23(15.1)	19(24.1)	20(29.9)	7(22.6)

(注) 1 侵害類型は、重複集計しているのので、総数と一致しない(以下同じ)。

表8 離婚の悩み

	総 数	20歳代以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代以上
相談者総数	383(100)	55(100)	151(100)	79(100)	67(100)	31(100)
総数	204(53.3)	27(49.1)	86(57.0)	47(59.5)	33(50.0)	11(35.5)
離婚を迫られている	60(15.7)	9(16.4)	38(25.2)	10(12.7)	2	1
離婚に応じてくれない	35(9.1)	6	13	9	5	2
離婚を迷う	86(22.5)	5	28(18.5)	22(27.8)	24(36.4)	7(22.6)
その他	23(6.0)	7	7	6	2	1

表9 夫婦の同居状態

	総 数	20歳以下	30 歳 代	40 歳 代	50 歳 代	60歳代以上
総 数	383(100)	56(100)	151(100)	79(100)	66(100)	31(100)
同 居	272(71.0)	32(57.1)	108(71.5)	62(78.5)	49(74.2)	21(67.7)
別 居	105(27.4)	24(42.9)	40(26.5)	17(21.5)	15(22.7)	9(29.0)
不 明	6	0	3	0	2	1

表10-1 身体的侵害の行為態様

(20歳代以下)

	総 数	複合なし	複合あり	複 合 の 内 訳		
				破壊的行動	凶器の使用	子どもへ暴行
身体的侵害	20	13	7	4	1	2
身体へ暴行	16	9	7	4	1	2
破壊的行動	3	3	0	—	0	2
凶器の使用	1	1	0	0	—	2
子どもへ暴力	0	0	0	0	0	—

表10-2 身体的侵害と他の侵害との複合関係

(20歳代以下)

	相談者数	複合なし	複合あり	複 合 の 内 訳		
				性的侵害	心理的侵害	経済的侵害
身体的侵害	20 (100)	6 (30.0)	16 (70.0)	4(20.0)	10(50.0)	4(20.0)

(注) 1 他の侵害については、複数計上している。

2 性的侵害の内訳は、異性関係3例、セックスの強要1例である。

3 心理的侵害の内訳は、不当な非難7例、その他1例、親族による不当な言動2例である。

4 経済的侵害の内訳は、生活費不払い3例、浪費・借金1例である。

表10-3 離婚の悩み

(20歳代以下)

	総 数	離婚の悩み				
			離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
身体的侵害	20(100)	9(45.0)	2	4	2	1

表10-4 未子の年齢

(20歳代以下)

	総 数	子なし		子 あり				不 明
				1歳以下	3歳以下	不就学	小学以上	
身体的侵害	20(100)	5	15(75)	5	8	2	0	0

表11-1 性的侵害の行為態様

(20歳代以下)

行為態様	相談者数	複合ない	複合する行為態様		
			セックスの強要	セックスの拒否	その他
異性関係	13	0			
セックスの強要	2	0			
セックスの拒否	0	0			
その他	0	0			

表11-2 性的侵害と他の侵害との複合関係

(20歳代以下)

	総数	他の侵害と複合なし	他の侵害と複合している		
			身体的侵害	心理的侵害	経済的侵害
性的侵害	15	7	4	3	4

(注) 1 身体的侵害の行動は、身体への暴行4例である。

2 心理的侵害の行動は、不当な非難2例、拒否1例である。

3 経済的侵害の行動は、浪費・借金2例、生活費不払い2例である。

表11-3 離婚の悩み

(20歳代以下)

	総 数	離婚の悩み				
			離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
性的侵害	15(100)	8(53.3)	4	2	1	1

表11-4 末子の年齢

(20歳代以下)

	総 数	子なし		子 あり				不 明
				1歳以下	3歳以下	未就学	小学以上	
性的侵害	15(100)	3	12(80)	5	3	3	0	1

表12-1 心理的侵害の行為態様

(20歳代以下)

	総 数	複合なし	複合あり	他の行動と複合あり				
				拒 否	育 児	親 族	結婚観	その他
不当な非難	14	9	5	1	1	3	0	0
拒 否	5	1	4	—	3	1	0	0
育児への非協力	4	2	2	0	—	2	0	0
親族の不当言動	2	2	0			—	0	0
結婚観の相違	2	2	0					
そ の 他	3	3	0				—	
内容不明	1	1	0					—

表12-2 心理的侵害と他の侵害との複合関係

(20歳代以下)

	総 数	複合なし	複合あり	複合あり		
				身体的侵害	性的侵害	経済的侵害
総 数	31(100)	13(41.9)	18(58.1)	9	3	8
不当な非難	14	3	11	7	2	4
拒 否	5	2	3	0	1	2
育児への非協力	4	4	0	0	0	0
親族の不当言動	2	1	1	0	0	1
結婚観の相違	2	2	0			
そ の 他	3	0	3	2	0	1
内容不明	1	1	0			

(注) 1 「不当な非難」の他の侵害と複合するもののうち、身体的侵害は、身体への暴行4例、破壊的行動2例、凶器の使用1例である。性的侵害は、異性関係2例である。経済的侵害は、生活費不払い3例、その他1例である。

2 「拒否」の他の侵害と複合するもののうち、性的侵害は異性関係1例、経済的侵害は、浪費1例、生活費不払い1例である。

表12-3 離婚の悩み

(20歳代以下)

	総 数	離婚の悩み				
			離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
心理的侵害	31(100)	15(48.4)	4	4	4	3

表12-4 末子の年齢

(20歳代以下)

	総 数	子なし		子 あり				不 明
				1歳以下	3歳以下	未就学	小学以上	
心理的侵害	31(100)	7	23(74.2)	12	9	2	0	1

表13-1 経済的侵害の行為態様

(20歳代以下)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳	
				生活費不払い	その他
浪費・借金	4	4	0		
生活費不払い	9	9	0		
その他	1	1	0		

表13-2 経済的侵害と他の侵害との複合関係

(20歳代以下)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				身体的侵害	性的侵害	心理的侵害
浪費・借金	4	0	4	0	2	2
生活費不払い	9	1	8	3	2	5
その他	1	0	1	0	0	1

注) 1 浪費・借金のうち、性的侵害は、異性関係2例であり、心理的侵害は親族による不当な言動2例である。

2 生活費の不払いのうち、身体的侵害は身体への暴行2例、破壊的行動1例、性的侵害は異性関係2例、心理的侵害の内訳は不当な非難3例、拒否1例、その他1例である。

表13-3 離婚の悩み

(20歳代以下)

	総 数	離婚の悩み				
			離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
経済的侵害	14(100)	6(42.9)	2	2	0	2

表13-4 末子の年齢 (20歳代以下)

	総 数	子なし		子 あり				不 明
				1歳以下	3歳以下	未就学	小学以上	
心理的侵害	14(100)	2	12(85.7)	7	3	1	1	0

表14-1 身体的侵害の行為態様

(30歳代)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳	
				破壊的行動	子どもへの暴力
身体への暴行	47	32	15	11	4
破壊的行動	11	3	8	—	8
子どもへの暴力	1				

表14-2 身体的侵害と他の侵害との複合関係

(30歳代)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				性的侵害	心理的侵害	経済的侵害
身体的侵害	59	14	45	8	40	7

(注) 1 性的侵害の内訳は、異性関係5例、セックスの強要3例である。

2 心理的侵害の内訳は、不当な非難30例、結婚観の相違3例、拒否5例、親族の不当な言動1例、その他1例である。

3 経済的侵害の内訳は、生活費不払い4例、浪費2例、その他1例である。

表14-3 離婚の悩み

(30歳代)

	総 数	離婚の悩み				
			離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
身体的侵害	59(100)	26(44.1)	3	6	14	3

表14-4 末子の年齢

(30歳代)

	総 数	子なし		子 あり				不 明
				1歳以下	3歳以下	未就学	小学以上	
身体的侵害	59(100)	4	54(91.5)	15	11	9	19	1

表15-1 性的侵害の行為態様

(30歳代)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳	
				セックスの強要	セックスの拒否
異性関係	27	25	2	1	1
セックスの強要	7	7	0	—	
セックスの拒否	5	5	0		
その他	1	1	0		

表15-2 性的侵害と他の侵害との複合関係

(30歳代)

	総数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				身体的侵害	心理的侵害	経済的侵害
性的侵害	40	13	27	8	20	6

(注) 1 身体的侵害では、身体への暴行8例である。

2 心理的侵害の内訳は、不当な非難9例、拒否4例、育児3例、結婚観の相違2例、その他2例である。

3 経済的侵害の内訳は、浪費3例、生活費不払い3例である。

表15-3 離婚の悩み

(30歳代)

	総 数	離婚の悩み				
			離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
性的侵害	40(100)	26(65.0)	19	3	3	1

表15-4 末子の年齢

(30歳代)

	総 数	子なし		子 あ り				不 明
				1 歳以下	3 歳以下	未就学	小学以上	
性的侵害	40(100)	3	37(92.5)	4	10	9	14	0

表16-1 心理的侵害の行為態様

(30歳代)

	総 数	複合 なし	複合 あり	複合の内訳					
				不当な 非難	拒否	育児の非 協力	親族の 言動	結婚観 の相違	その他
総数	98	68	30	1	13	14	2	0	0
不当な非難	53	28	25		13	10	2	0	0
拒否	20	16	4			4	0	0	0
育児への非協力	4	4	0						
親族の不当言動	6	6	0						
結婚観の相違	9	8	1	1					
その他	6	6	0						

表16-2 身体的侵害と他の侵害との複合関係

(30歳代)

	総数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				身体的侵害	性的侵害	経済的侵害
心理的侵害	98	32	66	40	20	14

(注) 1 身体的侵害の内訳は、身体への暴行30例、破壊的行動9例、子どもへの暴力1例である。

2 性的侵害の内訳は、異性関係13例、セックスの強要5例、セックスの拒否2例である。

3 経済的侵害の内訳は、生活費等の不払いの不払い10例、浪費・借金2例、不当な金品の要求1例、その他1例である。

表16-3 離婚の悩み

(30歳代)

		総 数		離婚の悩み			
				離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
心理的侵害		98(100)	52(53.1)	21	9	19	3
うち	競合なし	32(100)	17(53.1)	8	2	7	
	身体的侵害	40(100)	18(45.1)	3	3	9	3
	性的侵害	20(100)	15(75.0)	10	2	2	1
	経済的侵害	14(100)	5(35.7)	0	3	2	

表16-4 末子の年齢

(30歳代)

	総数	子なし		子あり				不明
				1歳以下	3歳以下	未就学	小学以上	
身体的侵害	98(100)	13	84(85.7)	18	24	17	25	1

表17-1 経済的侵害の行為態様

(30歳代)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				生活費不払い	不当な金品要求	その他
浪費・借金	7	3	4	4		
生活費不払い	14	13	1		1	
不当な金品の要求	1					
その他	1					

表17-2 経済的侵害と他の侵害との複合関係

(30歳代)

	総数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				身体的侵害	性的侵害	心理的侵害
総数	23	1	22	7	6	13
浪費・借金	7	0	7	2	3	2
生活費等の不払い	14	1	13	4	3	9
い	1	0	1			1
不払い	1	0	1	1		1
不当な金品要求	0					
その他						

- (注) 1 浪費・借金と複合する侵害は、身体への暴行2例、異性関係3例、不当な非難2例である。
- 2 生活費不払いのうち、身体的侵害は身体への暴行4例、性的侵害は異性関係2例、セックスの強要1例、心理的侵害の内訳は不当な非難7例、拒否1例、結婚観の相違1例である。
- 3 不当な金品要求と競合する侵害は、親族による不当な言動1例である。
- 4 その他と競合する侵害は、身体への暴力1例、結婚観の相違1例である。

表17-3 離婚の悩み

(30歳代)

	総数	離婚の悩み				
			離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
経済的侵害	23(100)	8(42.9)	1	4	3	0

表17-4 末子の年齢 (30歳代)

	総数	子なし		子あり				不明
				1歳以下	3歳以下	未就学	小学以上	
経済的侵害	23(100)	2	20(86.9)	7	3	4	6	1

表18-1 身体的侵害の行為態様

(40歳代)

行為態様	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				破壊的行動	子どもへ暴力	その他
身体への暴行	18	15	3	3	0	0
破壊的行動	1	1				
子どもへの暴力	0	0				
その他	1	1				

表18-2 身体的侵害と他の侵害との複合関係

(40歳代)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				性的侵害	心理的侵害	経済的侵害
身体的侵害	20	2	18	8	12	5

(注) 1 性的侵害の内訳は、異性関係5、セックスの強要1例、セックスの拒否2例である。

2 心理的侵害の内訳は、12例が不当な非難である。

3 経済的侵害の内訳は、生活費不払い4例、浪費・借金1例である。

表18-3 離婚の悩み

(40歳代)

	総数	離婚の悩み				
			離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
身体的侵害	20(100)	13(65.0)	2	5	6	0

表18-4 末子の年齢

(40歳代)

	総数	子なし		子あり				不明
				小学低以下	小学高	中・高	社・大	
身体的侵害	20(100)	2	18(90.0)	2	4	10	2	0

表19-1 性的侵害の行為態様

(40歳代)

行為態様	総数	複合なし	複合あり	複合の内訳	
				セックスの強要	セックスの拒否
異性関係	19	16	3	1	2
セックスの強要	2	2	0		
セックスの拒否	7	7	0		
その他	0				

表19-2 性的侵害と他の侵害との複合関係

(40歳代)

	総数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				身体的侵害	心理的侵害	経済的侵害
性的侵害	28	10	18	8	9	7

(注) 1 複合する身体的侵害の内訳は、身体への暴行7例、その他1例である。

2 複合する心理的侵害の内訳は、不当な非難6例、拒否3例である。

3 経済的侵害の内訳は、浪費3例、生活費不払い4例である。

表19-3 離婚の悩み

(40歳代)

	総数	離婚の悩み				
			離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
性的侵害	28(100)	17(65.0)	5	4	8	0

表19-4 末子の年齢

(40歳代)

	総数	子なし		子あり				不明
				小学低	小学高	中・高	大・社	
性的侵害	28(100)	6	20(71.4)	2	6	8	4	2

表20-1 心理的侵害内の複合関係

(40歳代)

	総 数	複合 なし	複合あ り	他の行動と複合あり					
				不当な 非難	拒 否	育児へ 非協力	親 族 の 言 動	結婚観の 相違	その他
総 数	45	35	10		5	0	5	0	0
不当な非難	26	18	8	-	5	0	3	0	0
拒否	14	12	2	-	-	0	2	0	0
育児への非協力	2	2	0						
親族の不当言動	1	1	0						
結婚観の相違	0	0	0						
その他	2	2	0						

表20-2 心理的侵害と他の侵害との複合関係

(40歳代)

	総数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				身体的侵害	性的侵害	経済的侵害
心理的侵害	45	20	25	10	7	6

(注) 1 身体的侵害の内訳は、身体への暴行8例、破壊的行動1例、その他1例である。

2 性的侵害の内訳は、異性関係5例、セックスの拒否2例である。

3 経済的侵害の内訳は、浪費3例、生活費不払い3例である。

表20-3 離婚の悩み

(40歳代)

	総 数		離 婚 の 悩 み			
			離婚を迫ら れる	離婚に応じて くれない	離婚を迷う	その他
心理的侵害	45(100)	27(60.0)	2	6	17	2
うち 競合なし	20(100)	11(55.0)	1	0	8	2
競合あり	25(100)	16(64.0)	1	6	9	0

表20-4 末子の年齢

(40歳代)

	総数	子なし		子あり				不明
				未・小低	小学高	中・高	大・社	
身体的侵害	45(100)	7	36(80.0)	6	7	20	3	2

表21-1 経済的侵害の行為態様

(40歳代)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				生活費不払い	不当な金品 要求	その他
浪費・借金	8	6	2	2	0	0
生活費不払い	10	10	0			
不当な金品の要求	1	0				
その他	0	0				

表21-2 経済的侵害と他の侵害との複合関係

(40歳代)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				身体的侵害	性的侵害	心理的侵害
総 数	19	3	16	5	6	10
浪費・借金	8	2	6	1	3	4
生活費不払い	10	1	9	4	3	5
不当な金品の要求	1	0	1	0	0	1

- (注) 1 「浪費・借金」と複合する侵害では、身体的侵害は「その他」1例、性的侵害では「異性関係」2例、「セックスの拒否」1例、心理的侵害では「不当な非難」2例、拒否1例、その他1例である。
- 2 生活費不払いうち、身体的侵害は身体への暴行4例、性的侵害は異性関係3例、セックスの拒否1例、心理的侵害の内訳は不当な非難3例、拒否2例である。
- 3 不当な金品要求と競合する侵害は、心理的侵害の拒否1例である。

表21-3 離婚の悩み

(40歳代)

	総数	離婚の悩み				
			離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
経済的侵害	19(100)	9(47.4)	1	3	4	1

表21-4 末子の年齢

(40歳代)

	総 数	子なし		子あり				不 明
				未就学	小学高	中・高	大・社	
経済的侵害	19(100)	2	16(84.2)	1	2	10	3	1

表22-1 身体的侵害の行為態様

(50歳代)

	総数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				破壊的行動	凶器の使用	子どもへの暴力
身体への暴行	17	10	7	5	1	1
破壊的行動	2	2	0			
子どもへの暴力	1	1	0			
その他	0	0	0			

表22-2 身体的侵害と他の侵害との複合関係

(50歳代)

	総数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				性的侵害	心理的侵害	経済的侵害
身体的侵害	20	1	19	4	13	9

(注) 1 性的侵害の内訳は、異性関係 3 例、セックスの拒否 1 例である。

2 心理的侵害の内訳は、不当な非難 9 例、拒否 2 例、結婚観の相違 2 例である。

3 経済的侵害の内訳は、浪費 3 例、生活費不払い 5 例、その他 1 例である。

表22-3 離婚の悩み

(50歳代)

	総数	離婚の悩み				
			離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
身体的侵害	20(100)	11(65.0)	0	2	7	2

表22-4 末子の年齢

(50歳代)

	総数	子なし		子あり				不明
				小学低以下	小学高	中・高	社・大	
身体的侵害	20(100)	3	16(90.0)	0	0	3	13	1

表23-1 性的侵害の行為態様

(50歳代)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳	
				セックスの強要	セックスの拒否
異性関係	24	24	0		
セックスの強要	2	2	0		
セックスの拒否	2	2	0		
その他	0				

表23-2 性的侵害と他の侵害との複合関係

(50歳代)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				身体的侵害	心理的侵害	経済的侵害
性的侵害	28	8	20	4	16	6

(注) 1 複合する身体的侵害の内訳は、身体への暴行3例、破壊的行動1例である。

2 複合する心理的侵害の内訳は、不当な非難8例、拒否4例、結婚観の相違3例、その他1例である。

3 経済的侵害の内訳は、浪費4例、生活費不払い1例、不当な金品の要求1例である。

表23-3 離婚の悩み

(50歳代)

	総 数	離婚の悩み				
			離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
性的侵害	28(100)	13(46.4)	2	1	10	0

表23-3 末子の年齢

(50歳代)

	総数	子なし		子あり				不明
				小学低	小学高	中・高	大・社	
性的侵害	28(100)	0	27(96.4)	0	0	2	25	1

表24-1 心理的侵害の行為態様 (50歳代)

	総 数	複合 なし	複合あ り	他の行動と複合あり					
				不当な 非難	拒 否	育児へ 非協力	親 族 の 言 動	結 婚 観 の 相 違	その他
総数	43	33	10	0	5	3	2	0	0
不当な非難	20	15	5		5				
拒否	13	8	5			3	2		
育児の非協力	0								
親族の不当言動	0								
結婚観の相違	8	8	0						
その他	2	2	0						

表24-2 心理的侵害と他の侵害との複合関係 (50歳代)

	総数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				身体的侵害	性的侵害	経済的侵害
心理的侵害	43	14	29	13	16	8

- (注) 1 身体的侵害の内訳は、身体への暴行11例、破壊的行動1例、子どもへの暴力1例である。
- 2 性的侵害の内訳は、異性関係14例、セックスの拒否2例である。
- 3 経済的侵害の内訳は、浪費3例、生活費不払い5例である。

表24-3 離婚の悩み (50歳代)

	総 数		離婚の悩み			
			離婚を迫ら れる	離婚に応じて くれない	離婚を迷う	その他
心理的侵害	43(100)	22(51.2)	1	3	16	2
う 競合なし	14(100)	6(42.9)	0	1	5	0
ち 競合あり	29(100)	16(55.2)	1	2	11	2

表24-4 末子の年齢 (50歳代)

	総数	子なし		子あり				不明
				未・小低	小学高	中・高	大・社	
身体的侵害	43(100)	2	40(93.0)	0	0	3	37	1

表25-1 経済的侵害の行為態様

(50歳代)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				生活費不払い	不当な金品要求	その他
浪費・借金	7	7	0			
生活費不払い	10	10	0			
不当な金品の要求	2	2	0			
その他	1	1				

表25-2 経済的侵害と他の侵害との複合関係

(50歳代)

	総数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				身体的侵害	性的侵害	心理的侵害
総数	20	3	17	9	6	9
浪費・借金	7	0	7	3	4	4
生活費不払い	10	2	8	5	1	5
不当な金品の要求	2	0	2	1	1	0
その他	1	1	0			

(注) 1 浪費と競合する侵害では、身体的侵害は身体への暴行2例、破壊的行動1例、性的侵害では異性関係4例、心理的侵害では不当な非難2例、拒否1例、その他1例である。

2 生活費不払いうち、身体的侵害は身体への暴行5例、性的侵害は異性関係1例、心理的侵害の内訳は不当な非難1例、拒否3例、結婚観の相違1例である。

3 不当な金品要求と競合する侵害は、身体への暴行1、セックスの強要1である。

表25-3 離婚の悩み

(50歳代)

	総 数	離婚の悩み				
			離婚を迫られる	離婚に応じたくない	離婚を迷う	その他
経済的侵害	20(100)	10(50.0)	0	2	7	

表25-4 末子の年齢

(50歳代)

	総 数	子なし		子 あり				不 明
				未就学	小学高	中・高	大・社	
経済的侵害	20(100)	2	17(85.0)	0	0	2	15	1

表26-1 身体的侵害の行為態様

(60歳代以上)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				破壊的行動	凶器の使用	子どもへの
身体への暴行	8	7	1	1		
破壊的行動	1	1	0			
凶器の使用	1	1	0			
その他	0					

表26-2 身体的侵害と他の侵害との複合関係

(60歳代以上)

	総数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				性的侵害	心理的侵害	経済的侵害
身体的侵害	10	4	6	1	5	0

(注) 1 性的侵害の内訳は、異性関係1例である。

2 心理的侵害の内訳は、不当な非難4例、拒否1例である。

表26-3 離婚の悩み

(60歳代以上)

	総 数	離婚の悩み				
			離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
身体的侵害	10(100)	3(65.0)	0	1	1	1

表27-1 性的侵害の行為態様

(60歳代以上)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳	
				セックスの強要	セックスの拒否
異性関係	7	7	0		
セックスの強要	0	0	0		
セックスの拒否	1	1	0		
その他	1	1	0		

表27-2 性的侵害と他の侵害との複合関係

(60歳代以上)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				身体的侵害	心理的侵害	経済的侵害
性的侵害	9	3	6	1	4	2

(注) 1 複合する身体的侵害の内訳は、身体への暴行 1 例である。

2 複合する心理的侵害の内訳は、拒否 2 例、結婚観の相違 2 例、その他 1 例である。

3 経済的侵害の内訳は、浪費 1 例、生活費等の不払い 1 例である。

表27-3 離婚の悩み

(60歳代以上)

	総 数	離婚の悩み	離婚の悩み			
			離婚を迫られる	離婚に応じたくない	離婚を迷う	その他
性的侵害	9(100)	5(55.6)	1	0	4	0

表28-1 心理的侵害の行為態様

(60歳代以上)

	総数	複合なし	複合あり	他の行動と複合あり					
				不当な非難	拒 否	育児の非協力	親族の言動	結婚観の相違	その他
総数	14	13	1		1				
不当な非難	7	6	1		1				
拒否	3	3	0						
育児の非協力	1	1	0						
親族の不当言動	1	1	0						
結婚観の相違	2	2	0						
その他									

表28-2 心理的侵害と他の侵害との複合関係

(60歳代以上)

	総数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				身体的侵害	性的侵害	経済的侵害
心理的侵害	14	4	10	5	4	2

(注) 1 身体的侵害の内訳は、身体への暴行 4 例、凶器の使用 1 例である。

2 性的侵害の内訳は、異性関係 4 例、その他 1 例である。

3 経済的侵害の内訳は、浪費 1 例、生活費不払い 1 例である。

表28-3 離婚の悩み

(60歳代以上)

	総 数		離 婚 の 悩 み			
			離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
心理的侵害	14(100)	7(50.0)	0	2	4	1

表29-1 経済的侵害の行為態様

(60歳代以上)

	総 数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				生活費不払い	不当な金品要求	その他
浪費・借金	3	3	0	0	0	0
生活費不払い	3	3	0			
不当な金品の要求	0	0	0			
その他	1	1	0			

表29-2 経済的侵害と他の侵害との複合関係

(60歳代以上)

	総数	複合なし	複合あり	複合の内訳		
				身体的侵害	性的侵害	心理的侵害
総 数	7	3	4	0	2	2

(注) 複合する侵害では、異性関係2例、不当な非難2例である。

表29-3 離婚の悩み

(60歳代以上)

	総 数	離婚の悩み				
			離婚を迫られる	離婚に応じてくれない	離婚を迷う	その他
経済的侵害	7(100)	4(57.1)	0	1	3	

表30. 相談担当者の対応の内容

対応の内容	受 容	話し合い、行動改善方法の助言	FPICの面接紹介	家裁の申立て助言	法律扶助協会紹介	他の相談機関紹介	医療機関紹介	グループの紹介	参考図書紹介	その他
686	370	401	76	187	28	51	13	4	5	18
100	53.9	58.5	11.1	27.3	4.1	7.4	1.9	0.6	0.7	2.6

(注) 1 対応の内容は、1 事例につき、2 つまで集計した。

2 「その他」には、公的手続に関する相談がかなり含まれている。

(資料3)

事例数が少ない相談の分析結果

1 20歳代以下

(1) 母としての立場からの相談

3例であり、3例とも育児の悩みであり、子は3歳以下である。

(2) 離婚者としての立場からの相談

ア 3例であり、侵害の原因は、元配偶者である。

イ 悩みの内容は、面会交流の悩み2例、金銭支払いの悩み1例である。

(3) 「その他」について

ア これまでの分類に属さない相談が6例ある。

イ 悩みの内容は、自己友人関係や職場関係の悩み2例、親族、友人の夫婦関係の問題の相談3例である。

2 30歳代

(1) 「恋人として」の立場からの相談

恋人としての立場からの相談は1例である。双方うつ状態にある悩みである。

3 40歳代

(1) 「娘として」の立場からの相談

ア 娘としての立場での相談は、4例であり、侵害の原因となる相手方は、父母2、母2である。

イ 悩みの内容は、父の病気、母の病気、父母の扶養、友だちの立場から友人と親との関係の改善についてである。

ウ 婚姻中の女性3例、未婚1例である。

(2) 「恋人として」の立場からの相談

恋人としての立場からの相談は1例であり、悩みの内容は、内縁の夫の異性関係である。

(3) 「嫁として」の立場からの相談

ア 嫁としての立場からの相談は3例である。侵害の原因となる相手方は、姑3例である。うち、夫も侵害の相手として挙げる女性が2例ある。

イ 子のある夫婦の2例は、いずれも未就学児がある。

(4) 「職業人として」としての立場からの相談 1例

定職者による職場の上司のセクハラに関するものである。

(5) 「離婚者として」としての立場からの相談 1例

元配偶者の暴力が原因で離婚したが、住居に押し掛けられて暴力を振るわれたとの相談で

あり、婦人相談所、法律扶助協会等を紹介した。

(6) 「その他」の立場からの相談 4

ア 侵害の原因となる相手方は、他の親族が4例である。内容は、姉との不和1例、妹のこと1例、弟夫婦など弟妹の夫婦関係のこと2例である。

イ 相談者は、婚姻中2例、未婚2例である。

4 50歳代

(1) 「娘として」の立場からの相談

事例ない。

(2) 「恋人として」の立場からの相談

交際中の男性の約束違反に関する悩み1例、同棲中の男性からの暴力 1例

(3) 「嫁として」の立場からの相談

嫁としての立場からの相談2例ある。原因となる相手方は、主なもの姑2例ある。二次的には、親族1、夫1が加わっている。

2例とも夫と同居中である。

(4) 「職業人として」の立場からの相談 1例

職場の人間関係の悩みである。

(5) 「離婚者として」の立場からの相談

2例ある。悩みの内容は、元配偶者との関係の持ち方1例、対人関係の持ち方1例である。

(6) 「その他」の立場からの相談

「その他」の立場からの相談は、11例ある。侵害の原因別に見ると近所づきあいの悩み5例、兄弟姉妹など親族との関係の持ち方が6例である。

内容を見ると、親の財産に関する紛争、親の介護めぐる悩み。姉の病気に関する悩みなどである。

5 60歳以上

(1) 「恋人として」の立場からの相談

交際中の男性との付き合い方に関するもの1例がある。

(2) 「嫁として」の立場からの相談

死亡した夫の母の介護の問題の悩みの相談1例がある。

(3) 子の配偶者についての相談

3例がある。悩みの内容は、娘の夫の素行上の問題1例、嫁との関係の持ち方2例である。

(4) 「その他」の立場からの相談4例

ア 4例あり、侵害の原因となる相手方は、4例とも、親族である。

イ 相談の内容は、弟夫婦の問題1例、孫の問題3例である。孫の問題は、結婚問題、育て方、暴力を振るうことの悩みである。

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金 (アジア女性基金)

アジア女性基金は、元「慰安婦」の方々への国民の償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって、具体的な事業を実施してまいりました。

そのひとつは、元「慰安婦」の方々への国民的な償い事業です。それは、1)元「慰安婦」の方々の苦悩を受け止め心からの償いを示す事業、2)国としての率直なお詫びと反省の表明、3)政府の資金による医療・福祉支援事業です。この償い事業は、2002年以降、順次終了の時期を迎えます。

同時に、武力紛争における女性の人権問題、人身売買およびドメスティック・バイオレンス(夫や恋人からの暴力)など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々が、まだまだたくさんいます。アジア女性基金では、今日的な女性の人権の問題にかかわることによって、過去だけでなくすべての女性に対する暴力のない社会を目指して、その問題の解決のために、以下のような活動に取り組んでいます。

- 女性が現在直面している問題についての国際会議の開催
- 女性の人権問題に様々な角度から取り組んでいる女性の団体への支援活動
- 女性に対する暴力、あるいは、女性に対する人権侵害についての原因と防止に関する調査・研究
- 暴力や人権侵害の被害女性に対するメンタルケアの開発など
- 女性に対する暴力のない社会を目指す啓発活動

基金の事業や活動についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。なお、インターネットでも基金の活動はご覧になります。

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックスビル4階

TEL : 03-3583-9322/9346 FAX : 03-3583-9321/9347

Home Page : <http://www.awf.or.jp> e-mail : dignity@awf.or.jp